

◆ その他

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
1	令和4年4月	小学校の個人情報取り扱いについて	小学校の個人情報の取り扱いについて、学校側がPTAと個人情報を共有していることを知り、学校長に確認したところPTA会則に書いてあると言われました。私は退会したので、PTAの会則は無関係です。PTA側は非会員に手紙を配布したりと、個人情報を利用しています。必要な情報は会員から直接取得するのが筋です。これを、学校長に指摘したところ、納得のいく説明はありませんでした。市としてはどうお考えですか。	ご指摘の件につきまして、学校長と個人情報取扱規則について確認を行いました。 本来、PTAの組織は、保護者と教員が学びあうことで教養を高め、成果を家庭・学校・地域に還元し、児童生徒の健全な発達に寄与することを目的に活動しております。その中で、児童生徒がより有意義な活動ができるように、また保護者の皆様にPTAの活動の様子が伝わるように、個人情報を学校と共同利用することで、活動を進める部分もございます。 今回の件につきましては、既に退会されている保護者の方に加入されていたときの個人情報を使って手紙が出されていたとのことでした。小学校PTAとしましては、退会された保護者の方からのご要望に回答するための手紙だったとのことでございます。ですから、今後非会員に該当する方のお子様の個人情報を取り扱うことはないと回答がございました。 ただ、個人情報の取り扱いについては、極めて慎重に行われるべきであると考えます。その点については、教育委員会から学校に個人情報の取り扱いについて十分注意するように伝えたとともに、PTAにも周知するように指示いたしました。 また、学校からも個人情報の取り扱いについて、ご本人に回答するとのことでございます。ご理解の程、何卒よろしくお願い申し上げます。	学校教育課/078-918-5055
2	令和4年6月	明石市の政策について	明石市は子育て世帯、子ども達を手厚くサポートをされていて、赤ちゃんのオムツを無料で届けたり、子ども達の医療費を無料にしたりしています。政策を見ていると子どもを産んで、育てることに価値がある様な気がします。 では、子どもを持ってないかもしれないLGBTQの人達をサポートしているのとはどう繋げることができますか。 異性と結婚していても子どもがいない夫婦は沢山いますが、その人達に対するサポートなんてありません。共働きなら尚更、税金を徴収するのみ。 税金の使い道が子どもに対するサポートに偏っているからこんな疑問をもったのですが、LGBTQの人達も含めて皆平等にというなら、子供のいない家庭も何かしらサポートしないと平等ではないです。	性のあり方(性的指向、性自認、性表現)は多様で尊重されるべきものです。しかし、LGBTQ+の人達は性のあり方が多くの人とは違うことを理由に、偏見や差別を受け、生きづらさを抱えて暮らさざるを得ない現状があります。こうした状況を解消するため、本市では、当事者の方に寄り添った相談支援や、性のあり方に関する理解を広げるための市民・地域団体・学校等に対する研修・啓発をはじめとしたLGBTQ+／SOGIE施策を進めています。 今後も、誰もが自分自身を大切にし、自分らしく生き、互いを認め合える「ありのままがあたりまえのまち」を目指して、取組を進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 ジェンダー平等推進室 本市では、全国的に人口減少・少子高齢化が進む中、「住みたい、住み続けたい」まちの実現に向けて、とりわけ「こどもを核としたまちづくり」と「誰にもやさしいまちづくり」を重点的に推進してまいりました。その結果、人口が増え、まちの賑わいや税収が増加し、更なる施策展開が可能になり、暮らしの安心とまちの魅力が一層向上するという、まちの好循環が拡大しています。本年4月には、新たなまちづくりの指針である「あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)」によるまちづくりがスタートし、2030年のあるべき姿を「SDGs未来安心都市・明石 ～いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで～」と定め、子育て支援以外にも高齢者・障害者支援等、様々な分野で、誰一人として取り残すことのない「すべてのひとにやさしいまちづくり」に取り組んでいるところです。 今後も市民の皆様の声に真摯に耳を傾けながら、すべての人にやさしいまちづくりを推進して行きたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 企画・調整室	ジェンダー平等推進室 /078-918-6037 企画・調整室/078-918-5010

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
3	令和4年6月	明石市役所職員の路上喫煙について	市役所横の駐車場辺りで退勤時間頃になると、市役所職員と思われる方々が路上喫煙をしています。歩きタバコをしている方も散見されました。 灰皿もない路上で喫煙、歩きタバコは即刻止めさせて下さい。	喫煙のルール及びマナーを守り、市職員として市民へ不快感を与えることがないように、あらためて周知してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	職員室職員担当/078-918-5006
4	令和4年6月	明石公園に関する市民アンケートの実施について	明石市は、4月に明石公園に関するプロジェクトチームを設置し、これまでスポーツ関連3団体のヒアリングを実施し、今後、検討テーマに係る関係団体のヒアリングを予定しています。そしてチームで明石公園のあり方について論点整理を行うとともに市民意見等を踏まえた提言をすることとしていますが、先に市民の意見や意向を調査して、論点整理を行うべきであると考えます。 市職員だけのチームで関係者のヒアリングだけを検討の根拠とすることは、市民参画手続に違反します。 無作為抽出の市民5,000人を対象とするアンケート調査を実施してください。 市民の回答の中から課題を抽出するのはチームの役割です。	いただいたご意見も踏まえながら、今回のプロジェクトについて、アンケート調査の要否も含め、意見聴取の方法や対象などについて検討してまいりたいと考えております。	企画・調整室/078-918-5283
5	令和4年6月	本庁舎事務棟南の食堂の活用について	本庁舎事務棟の南の建物の2階にある食堂(以下「庁舎食堂」)は、土曜日、日曜日および休日は閉まっています。 現在、兵庫県が明石港東外港の再開発に取り組んでおり、完工すれば、市内外の人が集まり東外港から中崎護岸を通過して大蔵海岸へ足を運ぶ人も相当数見込まれます。 平日の職員食堂としての営業後、土・日・祝日は、この庁舎食堂を明石海峡、淡路島及び明石大橋を眺望できる海峡コーヒーストップとして活用することを提案します。 車いすでも庁舎食堂に直行できるように、中崎護岸から庁舎敷地の入り口のすぐそばにエレベーターを設置してほしい。	現在の位置にある庁舎食堂につきましては、平成19年から運営を開始し、明石海峡大橋を展望できる高立地条件を活かして、当初は土・日・祝日も含め21時まで営業していましたが、平成20年度頃より休日及び夜間の利用者が減少し、食堂運業者から営業時間の短縮要望が出されたことから、土・日・祝日の営業を断念した経緯がございます。 上記のことから、現時点では土・日・祝日の営業を実施する予定はございません。 また、エレベーターの設置等には、多大な費用が掛かります。現在、新庁舎建設の話が進んでおり、庁舎食堂の建物も取り壊し予定であることから、現施設にエレベーターを設置することは厳しいと考えております。 ご理解賜りますようお願いいたします。	財務室管財担当/078-918-5008
6	令和4年6月	建替え後のサンライフ明石の施設機能の充実について	サンライフ明石は移設して建て替えられる予定です。建替え後のサンライフ明石は、現在の機能を確保・充実するとともに、以下の施設機能を加えることを提案します。 1. 西明石総合窓口を設置する。西明石サービスコーナーは廃止する。 2. にしあかし総合支援センターを設置する。アクセスが困難な総合福祉センターを移設する。 3. 花園校区コミュニティセンターを設置する。	サンライフ明石の建替えにつきましては、地域の方と市が協働でとりまとめた「まちづくりの姿」における地域共通の最優先課題の解決に向けた取組の一つとして、進めているところです。 今後は、現在のサンライフ明石や西明石駅周辺の施設について現状を踏まえたうえで、建替えにあわせて整備する機能や周辺施設との役割分担について検討を行う予定です。 なお、今回頂きましたご提案の内容については、上記の検討を行う際に参考とさせていただきます。	企画・調整室/078-918-5283

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
7	令和4年7月	立地適正化計画の策定に係る市民参画手続の実施等について	市行政が取り組んでいる立地適正化計画は、市街化区域内の全ての地区を対象にした計画ですが、未だに、立地適正化計画制度の概要並びに市行政の取り組みの状況及び予定に関する情報が市民に提供されていません。 市民が市政へ参画するために欠かせない情報の事前の提供が市民参画の先行条件です。情報の遅すぎる提供は参画の機会の保障にはなりません。 立地適正化計画策定のスケジュールを早急に広報紙で公表すること及び都市計画審議会に報告する当該計画の素案には市民参画条例に定める意見交換会手続を実施して住民の意見を反映させることを提案します。	立地適正化計画の作成に当たっては、都市再生特別措置法第81条第22項に基づき、市民説明会及びパブリックコメントを実施する予定です。 また、市民からいただいたご意見等を踏まえ、立地適正化計画案を作成し、明石市都市計画審議会に意見聴取する予定です。	企画・調整室/078-918-5283
8	令和4年7月	明石市立総合福祉センター新館に自動販売機を設置してはどうか	明石市立総合福祉センター新館には自動販売機がありません。本館には各階に設置されています。 新館1階の多目的ホールではユニバーサルスポーツも体験できます。熱中症対策としても自販機の設置を提案します。	水分補給につきましては、各自で飲料を持参いただくほか、総合福祉センター本館内の自動販売機や新館2階の食堂での購入をお願いしているところ です。 コロナ禍でのマスク着用等の感染症対策を維持しつつ、更なる熱中症対策をとっていく必要があることから、今回のご意見を踏まえて、自動販売機の設置についても検討を進めてまいります。よろしくお願いいたします。	福祉政策室福祉総務課/078-918-5025
9	令和4年7月	選挙投票所について	投票所に14時頃行きましたが、職員の方の私語がうるさくて集中して記入できませんでした。 中にいたのは私だけだったからかもしれませんが、大変不快でした。	この度は、ご不快な思いをさせてしまいましたこと、お詫び申し上げます。 投票所の管理者に確認しましたところ、投票に差し支えるほど大声で雑談をしていたという認識はなかったと報告を受けておりますが、長時間の従事に伴い、気の緩みがあったかもしれません。 今後につきましては、会場での執務態度と休憩時のメリハリをつけ、思わぬミスなどを招かないように指導してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	選挙管理委員会事務局/078-918-5062
10	令和4年7月	固定資産税の評価にかけている予算の縮減	固定資産税の、土地、建物の3年ごとの評価には多大な税金を使っています。誰にも公平な課税であるためには必要なことですが、最近、AIを駆使して、原価法による建物評価を行ったり、不動産鑑定と同じ手法である取引事例比較法により土地の評価を行う民間サービスが出てきております。 従来のように、一級建築士、不動産鑑定士を活用するにせよ、一から、彼らにやってもらうのではなく、これらの民間サービスを活用して第一次評価額案をまず広範囲に作成し、それを彼らに調整してもらうやり方で、3年に1度、多額の予算を使う評価費用の縮減ができるのではないかと考えますので、ご一考いただければと思います。	固定資産の評価は、国が定める固定資産評価基準により行うこととされており、標準宅地の評価については、不動産鑑定士による鑑定評価を活用することとされています。 なお、本市では、土地・家屋の異動判読をはじめとする評価に係る業務の一部や地籍地番図の更新等について民間の事業者へ委託しているところです。 今後も公平かつ適正な課税を行うとともに、先進事例等を参考として、業務の効率化及び経費の縮減にも努めてまいります。	税務室資産税課/078-918-5015

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
11	令和4年8月	旧市立図書館施設の活用について	旧市立図書館施設については除却して、跡地を兵庫県に返還することが決まっていますが、兵庫県と明石市の間の協議の結果、施設を除却しないで活用することも選択肢に加えていると聞き及んでいます。 (提案1)旧市立図書館施設についても小中学校の校舎と同様に数年かけて耐震補強工事をする事で延命化することを提案します。 (提案2)旧市立図書館施設を新市庁舎の建設に必要な仮設オフィスとして活用することを提案します。 市役所分庁舎内のすべてのオフィスを旧市立図書館施設内に移転します。 (提案3)兵庫県に対して、旧市立図書館施設の敷地の借用期限を20年延長することを申請することを提案します。	市立図書館跡地の有効活用につきましては、明石公園に関するプロジェクトチームの検討テーマのひとつとして、兵庫県からの提案を受けて検討することとしております。 いただいたご提案も参考に、兵庫県とも連携し、検討してまいりたいと考えております。	企画・調整室/078-918-5283
12	令和4年8月	おトク商品券について	3割おトク商品券の使用期限が短い。 商品券売りますと発表した時点での近場の対象店舗がかなり少ない。 イオンがダメでコープは利用できるのも意味が分からない。 商品券販売場所が遠いので高齢者は困っていないか。 店と個人への支援だというのであれば、もう少し充実して頂きたい。結局特定の人が得をし、特定の店が市の支援を受けるのみではないか。 あと、市民提案箱のメールフォームの枠が広がらないので文字が書きにくい。改善願います。	3割おトク商品券につきましては県の補助金を使用している事業であり、補助金の要件として対象が「商店街」に限定されていることから、商店街に加盟している店舗でのみ利用可能な商品券となっております。そのため、商店街に加盟していないイオンでは使用できず、加盟しているコープでは使用できることになっております。 使用期間につきましても、県の補助金の条件により「2か月間」と定められているため、期間を長く取ることができません。 10月利用開始を予定しております明石サポート利用券では、商店街に加入していない協力店も対象となりますのでご利用をご検討ください。(ただし、商店街に加入していない大手スーパー、コンビニなどは対象外) よりよい制度となるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。 産業振興室産業政策課 ご指摘いただいた市民提案箱のスマートフォン版投稿フォームにつきましては、内容を登録する枠を広げ改善いたしました。 市民相談室	産業振興室産業政策課/078-918-5098 市民相談室/078-918-5050
13	令和4年8月	福祉センター使用申込書について	私は明石市のボランティア団体の者ですが、福祉センターを利用するのに予約が必要です。そして申込書を提出しなければなりません。我がボランティア団体も高齢化が進み、この申し込みに行く一手間が負担になっております。 ネットで可能なことだと思いますので、速やかにそれに対応する手立てをお願いしたいと思います。	総合福祉センターにおきましては、ただいま、施設利用についての利便性向上のため、ネット受付環境の整備について協議を行っている所であります。この度のご意見もふまえ、より良い利用環境の整備に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。	福祉政策室福祉総務課/078-918-5025
14	令和4年8月	あかし3割お得券について	先行申し込みで最大の4冊申し込んだところ落選しました。 神戸市が販売している「こうべでこうて」は、希望者が多かったため、それぞれの買える冊数を減らして、可能な限り多くの市民が購入できるようにしています。 明石も神戸と同じような調整をして、公平性を担保すべきだったと思います。	今回の3割おトク商品券につきましては販売冊数(16万冊)を超える申込があったため、購入冊数については抽選となりました。 事業実施主体であるあかし3割おトク商品券実行委員会に確認したところ、世帯単位での申し込みのため抽選については購入を希望される世帯単位で商品券が購入できるように冊数を調整したとのことです。そのため、世帯内で当選されなかった方が出ています。いただいたご意見は今後の事業実施の参考にさせていただきます。	産業振興室産業政策課/078-918-5098

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
15	令和4年9月	「3割おトク商品券」事業について	「3割おトク商品券」の補助金は明石市からだけでなく、各参加商店街からの負担があるのでしょうか。 参加店舗が商店街に加入していることを条件にしていることが、利用範囲を狭めていることや参加できない個人商店があることに繋がっているの で、商店街だけを応援している理由が知りたいです。	3割おトク商品券につきましては、兵庫県「がんばろう商店街お買い物キャン ペーン事業」補助金を使用した事業で、参加商店街からの負担はありません。 県事業の目的は、商店街・小売市場において、新型コロナウイルス感染症 による消費の落ち込みを回復するため、販売促進の強化に取り組み、地域 内外からの消費需要を喚起し、地域商業の活性化を図ることになっておりま す。そのため、今回はあかし3割おトク商品券は商店街の加盟している店舗 での使用となりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	産業振興室産業政策課 /078-918-5098
16	令和4年9月	JR西明石駅南駅前への誘導施設の設置について	(提案) 立地適正化計画の都市機能誘導施設として、JR西明石駅南駅前へ保育 所・小児科診療所を設置することを提案します。	この度はご提案いただきありがとうございました。 頂きましたご提案は、今後の検討の参考とさせていただきます。	企画・調整室/078-918- 5283
17	令和4年9月	市街化区域における樹木体積の総量の増加について	(提案) 市街化区域における樹木体積の総量を増加させるための方針を明石市 都市計画マスタープランに記載することを提案します。 (提案理由) 市行政は、特定工場に対して工場敷地内の樹木体積の総量を増加させ るためのガイドラインを示すべきです。マスタープランの環境保全・整備の 方針として、「ヒートランド現象を抑制するため、市街地における緑の保全 を図ります。」と記載し、地区別の方針として「二見臨海工業団地等にお ける緑地の確保を目指した工場緑地の適正なコントロール」という意味が 分かりにくい記載があります。そこには、二酸化炭素排出量の抑制のた めの緑化という考えは読み取れません。 また、明石市の緑は、明石公園と市街化調整区域の自然環境にほとんど 依存しており、市街地のインフラとしての緑は非常に貧困です。	今年度末に改定を予定している「明石市都市計画マスタープラン(素案)」で は、環境保全・整備の方針として「ヒートアイランド現象を抑制するため、市 街地における緑の保全を図ります。」と、二見地域のまちづくりの方針として 「二見臨海工業団地等における産業機能の強化と緑地の確保を目指した工 場緑地の適正なコントロール」と記載しております。こちらは、工場立地法地 域準則条例第7条に基づき、特定工場の周辺への配慮として記載している ものです。 都市計画マスタープランは、都市計画・社会基盤整備を中心とした理念や 基本的な方針を示すものです。緑に関する方針については、本市域の緑化 の推進などを総合的に実施するために、「明石市緑の基本計画」を策定して おり、その中で検討してまいりたいと考えております。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037
18	令和4年9月	都市機能誘導区域において不足している誘導施設の例示について	(提案) 明石市立地適正化計画(素案)に記載する6つの都市機能誘導区域にお いて、現に不足している誘導施設を例示することを提案します。	頂きましたご提案も参考に、立地適正化計画を策定してまいります。	企画・調整室/078-918- 5283
19	令和4年9月	デジタルガバメントにおける都市機能誘導施設について	(提案) デジタルガバメントを想定した行政窓口機能を有する都市機能誘導施設 の整備を提案します。 (提案理由) デジタルガバメントの推進及びマイナーポータルの普及等によって、ス マートフォン、パソコン及びコンビニ端末機が行政窓口業務のほとんどを カバーするようになり、都市機能誘導区域ごとに行政窓口施設を設置す る意味はなくなります。明石市立地適正化計画(素案)は、そのような新た な展開を想定していません。一方で、デジタルデバイド(デジタル情報格 差)対策は不可欠です。	明石市におけるデジタル化につきましては、明石市行政DX(デジタル改革) 推進方針に基づき、具体的な取り組みを検討しながら進めております。デジ タル化による市民の利便性向上や行政運営の効率化という点から、今後の 窓口のあり方についてもしっかりと検討して参りたいと考えています。 いただいたご提案も参考にさせていただきたいと思います。	総務管理室デジタル推 進課/078-918-5073

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
20	令和4年9月	明石3割お得券について	明石3割お得券対応のスーパーで働いております。表紙や裏表紙と中身の色が同じなので、表紙や裏表紙をお得券として計上してしまうことがあります。次回も商品券などを配布することがありましたら、表紙と裏表紙を同じ色にして、券自体は別の色にしてください。	3割おトク商品券につきまして、商品券本体と表紙・裏表紙が同じ色で判別がつきにくいとご意見いただきありがとうございます。いただいたご意見は今後の事業実施の参考にさせていただきますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。	産業振興室産業政策課/078-918-5098
21	令和4年9月	保育士の待遇について	明石市内の保育園に勤務しております。子どもがおり、子育て支援を受けてきた反面、保育士として保育を提供している中、コロナ禍の影響も多分にある中で業務量が多くなっているにも関わらず、給与を含め待遇は変わりません。近年で保育園の数が増えましたが、肝心の保育士のなり手が少なく、保育士の取り合いや不十分な技能しかない保育士が多くなっていることが現状です。保育士の技能向上と待遇改善を次のステップと考えていただき、より魅力ある市運営を検討していただきたいと思います。	市内保育施設の保育士として子どもたちの健やかな育ちにご尽力いただいておりますこと、誠にありがとうございます。保育士の技能向上につきましては、本市においては、すべての子どもに質の高い幼児教育をという考え方のもと、キャリアアップ研修などの各種研修、元公立保育所職員による巡回支援、指導監査等を通じた教育・保育の質の向上に向けて取り組んでいるところです。今後も引き続き、公立及び私立施設に加えて、認可外保育施設を含めたすべての施設において、更なる教育・保育の質の向上を図っていきます。待遇改善につきまして、本市では待機児童の解消を目指し、施設整備とあわせて施設で就労いただく保育士の方の経済的な支援を行っております。民間の認可保育施設で常勤的な働き方をされている保育士の処遇を改善する市独自施策として、保育士への処遇改善を実施した民間認可保育施設に対して、月額給与増額分(手当)の1/2(10,000円を限度)の助成を行うことで法人が保育士の処遇改善に取組みやすい環境づくりの支援や、採用後7年間で最大160万円の定着支援金を対象保育士に直接支給することにより保育士の定着を促進しひいては保育の質の向上に努めているところです。今後とも保育を取り巻く状況の変化を捉えつつ、より魅力ある市政運営に努めてまいります。	こども育成室/078-918-5267
22	令和4年9月	西部市民会館のトイレの改善について	西部図書館のトイレ(洋式)の便座が冷たくて利用しづらいです。高齢者でも安心して利用できるように温水洗浄式のトイレに改修していただきたいです。	西部図書館(西部市民会館)1階トイレの個室(洋式)は現在、男性1か所、女性2か所、多目的トイレ1か所となっており、これらの個室には温水洗浄便座が設置されていません。そのため、特に冬場に便座が冷たくなるといった利用者のお声もあり、館の課題として認識しているところです。市としましては、引き続き市民の皆さまに安心してご利用いただけるよう、指定管理者と協議しながらトイレの改善について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。	文化・スポーツ室文化振興担当/078-918-5607
23	令和4年9月	図書館の郵便番号の誤記について	明石市立図書館(市民・西部)の郵便番号に誤りがあります。ご訂正ください。	あかし市民図書館及び西部図書館においては、住所地ごとの郵便番号とは別に、事業所ごとの個別番号が割り当てられております。この個別番号は配達物数の多い大口事業所に設定されており、明石市役所(個別番号:〒673-8686、住所地ごとの番号:〒673-0883)もその一つになります。大口事業所個別番号の詳細については、日本郵便株式会社のHPをご確認ください。なお、あかし市民図書館及び西部図書館の郵便番号は次のとおりです。「あかし市民図書館」:〒673-8567(住所地ごとの番号〒673-0891)「西部図書館」:〒674-8567(住所地ごとの番号〒674-0082)	シティセールス推進室本のまち推進課/078-918-5209
24	令和4年10月	住民投票条例について	岸和田市や広島市の様に実施必至型の住民投票条例を制定して欲しいです。泉市長が退任された後も市民の権利を守るために、是非とも制定していただきたいです。	住民投票条例についてのご意見として承りました。ありがとうございました。	総務管理室総務課/078-918-5005

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
25	令和4年10月	3割オトク商品券	サポート利用券と同じように3割オトク商品券は使える店が少ないのは全く理解出来ません！例えばピオレ明石では使えるのに西明石では使えません！西地区に対して何故そこまでするのですか？	3割オトク商品券につきましては、兵庫県「がんばろう商店街お買い物キャンペーン事業」補助金を使用した事業で、補助金の要件として対象が「商店街」に限定されていることから、商店街に加盟している店舗でのみ利用可能な商品券となっております。そのため、商店街に加盟していないプリコ西明石では使用できず、加盟しているピオレ明石では使用できるようになっております。 県事業の目的は、商店街・小売市場において、新型コロナウイルス感染症による消費の落ち込みを回復するため、販売促進の強化に取り組み、地域内外からの消費需要を喚起し、地域商業の活性化を図ることになっております。そのため、今回はあかし3割オトク商品券は商店街に加盟している店舗での使用となりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。いただいたご意見は今後の事業実施の参考にさせていただきます。	産業振興室産業政策課 /078-918-5098
26	令和4年11月	Facebook投稿記事について	明石市役所のFacebook、トライやる・ウィークの投稿に擁護学校と表記されていますが、正しくは養護学校です 養護学校というのは固有名詞であるので、特別支援学校という種別ではないでしょうか。 また、ハッシュタグにある職業体験、ボランティア体験も、学校教育課が理解されているトライやる・ウィークの趣旨からすると、社会体験を優先させるべきだと考えます。 一番に職業体験と表記することでトライやる・ウィークの本来の趣旨が間違っって市民に理解されます。訂正をお願いいたします。	広報課では、広報あかしに掲載した市政情報を補完する形でツイッターやフェイスブックのSNSを運用しています。ご指摘いただいた記事に関しては、依頼元の課と調整を行い広報紙に掲載した内容を、SNS上で公開したものです。誤字は修正いたしました、ご指摘ありがとうございます。 広報紙掲載内容を市民に広く周知する役割でSNS投稿をしていますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	シティセールス推進室 広報課/078-918-5001
27	令和4年11月	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について	加古川市では「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」を均等割のみ課税の世帯にも支給すると言っていますが、明石市はしないのですか。	このたびの電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金は、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対し、1世帯当たり5万円を支給するものです。 対象世帯は、令和4年9月30日(以下「基準日」という。)において、いずれかの市区町村の住民票に記録されている者で、次の(1)又は(2)に該当する世帯主です。((1)(2)ともに、住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は支給の対象外となります。) (1)令和4年度住民税非課税世帯 基準日において、明石市の住民基本台帳に記録されており、世帯全員の令和4年度分の住民税が非課税である世帯 (2)令和4年1月以降の家計急変世帯 予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、同一世帯に属する者全員の1年間の収入見込額(令和4年1月以降の任意の1カ月×12)又は1年間の所得見込額(収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額)が住民税が非課税となる水準に相当する額以下である世帯。 ※ただし、以下の減収の場合などは、「予期しない減収」の要件に該当しません。 ・定年退職による減収 ・年金が支給されない月の減収 ・事業活動に季節性があるケースで通常収入を得られる時期以外の減収 住民税課税世帯であっても、(2)に該当する場合は支給対象になります。 (2)以外の住民税均等割のみ課税世帯への支給は、現時点では実施予定はありません。 ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。	生活支援室臨時特別給付金担当/078-918-5643

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
28	令和4年12月	求援という用語(造語)の普及について	多くの自治体が高齢者及びこどもをはじめ地域で様々な困難に面している立場にいる人々を見守るための仕組みを設けていますが、悲惨な事件事故が生じた後に、自治体がそれらの人の存在を知る場合が後を絶ちません。 その原因は、見守りが救援する側の仕組みとしてのみ構築されているからです。欠けているのは、支援を求める(求援)側の仕組みです。 困難に面した人がためらわずに「助けて」と言える環境であり、困難に面した人の存在に気づいた近所の人々がためらわずに「助けて」を伝えることができる環境です。この環境づくりのベースとなるのが、「求援」という用語(造語)の普及です。 この「求援」という用語は辞書にはありません。 明石市において、「求援」という用語を普及し求援と救援が結びつく仕組みを創ってはどうか。	ご意見と関係の深い高齢者施策及びこども施策を担当する部署へ、市政に対する貴重なご意見として伝えさせていただきます。 今後とも市政へのご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。	市民相談室/078-918-5050
29	令和4年12月	困り事コールセンターの設置について	様々な困り事ごとに専用電話番号が設けられていますが、どの専用電話に電話すればよいのか、判断に迷います。また、急を要する時に、その専用電話番号を探し出すことは容易ではありません。特に、インターネットを扱えない高齢者にとっては容易ではありません。 困り事コールセンターの設置を提案します。 市民は、困り事が生じたときにコールセンターの番号に電話します。 センターの受話装置にAIを活用し、AIが、お聞きした要件中の単語や意味を判断して最適の専用電話番号を検索して繋がります。AIは、当初にインプットされている単語や意味に加えて、間違っ繋いだケースを学習して、単語や意味を増やすとともにその正確さを高めていきます。もちろん応答もレベルアップしていきます。	市民相談室では、多岐にわたる市民からの相談に対し、相談員が詳細な相談内容をお聞きすることで、どの窓口につながるのか、どの専門相談につながるのか判断してお繋ぎするようにしております。 ご提案のありましたAIによる困り事コールセンターにつきましては、相談案内の正確性を高めるためには必要で便利なシステムであると考えております。今後も困りごとを持った市民に対し、適切な窓口や専門相談に繋げるよう努力してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	市民相談室/078-918-5050
30	令和5年1月	市民提案箱の意見と回答の掲載について	意見と回答は、現在月ごとに羅列されているが、過去に市民からどのような項目が提案され、市が回答しているのか各月を開いてみないとわからない。 各項目を分類わけして、分類された項目のみを選ぶことによって似通った内容のみを閲覧できるように改善してほしい。	現在、市に寄せられるご要望・ご提案及びこれらに対する市の回答につきましては、月ごとにまとめて全件公表を行っております。できるだけ最新のご意見に対する回答を閲覧いただくため、直近月から月ごとの公表としておりますが、項目の分類がされていないことから閲覧しにくい部分もございます。直ちに改善することは難しい状況ですが、この度のご意見を参考に今後の検討課題といたしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	市民相談室/078-918-5050
31	令和5年1月	こども医療費助成制度のジェネリック医薬品使用原則化	子どもの医療費無料等について、児童のみならず、明石市の医療制度の充実を続けるためにも、受給者にはジェネリック医薬品使用を基本的に採用する旨、徹底してください。 アナフィラキシーや発疹などの副作用を医師等が確認した場合を除いて、ジェネリック医薬品以外を利用する際は受給者証を利用不可にしてください。 生活保護も今はジェネリック医薬品利用を徹底しており、不可能ではないはずです。	ご指摘のとおり、ジェネリック医薬品については、新薬と同様の効果を持つ安全・安心な薬で、新薬よりも安価なため、使用することで医療費の抑制にもつながります。 明石市でも、こども医療の受給者証を交付する時の説明文や送付文、ホームページ等でジェネリック医薬品の使用を市民の皆様をお願いしているところ です。 また、こども医療の助成は、健康保険が適用されている治療を受けた際の自己負担分を助成する制度ですが、多くの健康保険組合でもジェネリック医薬品の使用促進の取組が行われています。 なお、生活保護の場合では、ジェネリック医薬品の使用が法律で定められていますが、医療保険制度においては、あくまで本人に対しての協力を求めるにとどまっております。ご指摘の点に関して、こども医療の制度を維持できるよう、引き続きジェネリック医薬品の使用の啓発に努めてまいります。	子育て支援室児童福祉課/078-918-5027

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
32	令和5年1月	3割おトク商品券 Tacoペイについて	Tacoペイ登録画面に、安全ではありませんの表示がでます。個人情報保護を徹底して下さい。	デジタル商品券のシステムを管理している業者に確認したところ、セキュリティ上の問題はなく、お使いの端末や、OSの環境、携帯キャリアやWifiの使用環境などにより、そのような表示がでる場合があるとのことでした。引き続き、個人情報の保護を徹底してまいりますので、ご理解賜われますようお願い申し上げます。	市民サポート事業担当 /078-918-5066
33	令和5年2月	ホームページ管理の不備について	ホームページのリンク切れ箇所が非常に多いです。公表の際は、どれくらいリンク切れが多いかわかるように、意見を要約せずにリンク切れ個所の一覧も含めて全て載せてほしいです。	ホームページのリンク切れにつきましては、年度末にかけてホームページを見直す際、ご指摘いただいたページも随時修正してまいります。この度はご指摘ありがとうございました。 シティセールス推進室広報課 意見全文のホームページ掲載につきましては、明石市法令遵守の推進等に関する条例 第35条第1項におきまして、要望・提案等の概要を公表するものと規定しております。また、閲覧者にとって読みやすくなるよう配慮したものとしておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。 市民相談室	シティセールス推進室 広報課/078-918-5001 市民相談室/078-918-5050
34	令和5年2月	パソコンを使った在宅ワークの講座について	「パソコンを使った在宅ワークを知ろう！わたしの時間で始める仕事」に申し込みをしましたが、応募者多数のために抽選となり2度落選してしまいました。 応募者多数ということは、それだけ需要があるということだと思います。パソコンを使った在宅ワークについての講座で、どうして対面が必要であるのか、キャパの狭い会場に向く必要があるのか疑問です。 希望者多数の現状であれば、ライブ放送や録画配信、リモート授業などパソコンを使ったやり方で希望する人たちに学ぶ機会があつてはいいのではないかと思います。 また、「男女共同参画」といいながら、タイトルでいわれているように対象が明らかに女性にしぼっていることも疑問です。性別に関係なく学ぶ機会を持てるようになってほしいです。「女性」が子育てし、介護もしているから在宅ワークが必要だという圧力のようなものを感じます。 また、申し込み欄には子どもの有無や年齢など書く欄がありますが、託児等の理由であればわかりますが、厳選な抽選の結果と書かれていても2度も落選してしまうと「子どもがいないから落選したのかな」と不安な気持ちになりました。 子どもの有無や性別に関わらずみんなが気持ちよく暮らせる市であつてほしいと願います。	今回の「パソコンを使った在宅ワークを知ろう！」講座に申し込みいただき、ありがとうございます。みなさまの関心も高く、定員を大幅に超える申し込みがあり、ご希望にお応えすることができず、申し訳ございません。今回はパソコンが苦手な初心者の方も対象にしておりますので会場での開催といたしました。 国が公表している「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」では、全体で見ると、男女間の賃金格差があり、経済的困窮に陥ることなく自立に向けての取組の提案の一つに「女性デジタル人材の育成」があります。 今回は、デジタルを活用した働き方を知っていただく機会として、在宅ワークに焦点をあてました。また、普段子育て等で参加しにくい方にも申し込みいただきやすいように一時保育を設けております。2/13開催のチラシや申し込みフォームにおきまして、一時保育が必要なお子様の年齢をお聞きするところ、分かりにくい表記となり誤解を招いてしまいましたこと、お詫びいたします。 ただし、今回の抽選は性別・一時保育の有無に関係なくおこなっております。 いただいた貴重なご意見は今後の参考にさせていただきますので、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。	市民協働推進室男女共同参画課/078-918-5613

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
35	令和5年3月	代表電話・受付対応について	3月11日土曜日にゴミ放置の情報を伝えるため、市役所の代表電話に電話して担当部署に伝えてほしいと伝え、代表電話に出た人は、「今日は土曜日で市役所は休みなのでゴミ処理部署の方へ電話するように」と言われた。 土曜日に電話した私も迂闊でしたが、善意の情報提供者に「担当部署に電話してください」ではなく「月曜日に担当部署から連絡させるのでゴミの放置場所など教えてやってください」ぐらいの対応をしてほしかった。 担当部署の電話番号をメモするよう言われたが、散歩の途中でメモする紙も鉛筆も持ち合わせず電話番号も控えられませんでした。 放置ごみの場所は大久保町、国道250号線を西に向かって左側歩道です。	この度は、善意でお電話していただいたにもかかわらず不快な思いをさせてしまい申し訳ございませんでした。 3月11日土曜日は、ゴミ処理部署は業務を行っていませんので電話番号をお伝えしようとしたのですが、メモができないことを配慮してお応えすべきでした。 今後は、このような場合は、こちらから担当部局へ連絡するように指導しますのでご理解いただきますようお願いいたします。 財務室管財担当 ご指摘頂いております箇所は国道250号であり、兵庫県加古川土木事務所明石まちづくり対策室の管轄です。この度のご指摘につきまして、3月13日に兵庫県加古川土木事務所明石まちづくり対策室にお伝えしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。 道路安全室道路総務課	財務室管財担当/078-918-5008 道路安全室道路総務課/078-918-5031
36	令和5年3月	大久保市民センターの受付について	先日、大久保市民センターに行きました。 順番待ちの方がたくさんいらっしゃいましたが、受付番号発券機がないこと、コンシェルジュのような方もいらっしゃらないことに驚きました。 どんな順番でどのように皆さんが待っているのかわからずきょろきょろしていると、来庁者のお一人であろう方が「用事のあるところに行って一声かけねん。そしたら番号札くれるで」と教えてくださいました。 入口近くに一人案内役のような方がいてくださるだけでも、あの混雑具合や不便感は多少解消され、利用者が不満を感じることもなくなるのではないかと思います。	当センターでは、窓口混雑時に職員が案内役として、来庁された市民の方にご用件をお伺いする等、混雑緩和に努めるとともに、通常時でも窓口職員が声かけして用件別に番号札をお渡しすることにより案内しているところです。 しかしながら、お客様来庁時に適切な案内ができずに申し訳ございませんでした。今回いただきましたご意見を踏まえまして、適切な案内ができるよう徹底し、窓口サービスの向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	大久保市民センター/078-918-5620
37	令和5年4月	投票用紙	投票用紙が届きません。 無くても投票は可能ですが、それでいいとは思いません。 事前に分かっているのに、どうして届かないのか追求し改善すべきです。	4月16日の告示日に立候補者が決まり、入場券は4月17日から19日の間に郵送しました。 入場券は告示の日以後すみやかに交付することになっており、郵便局からは、3日間で全世帯の郵送が完了すると聞いております。 ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。	選挙管理委員会事務局/078-918-5062
38	令和5年5月	行政事務の簡素化について	明石市敬老優待乗車券が届きました。不要な方は高齢者総合支援室まで連絡するようにと書かれていましたので、電話で不要と伝えたと、書面を送るので記載の上、返送するようにとのことでした。 書面のやり取りは双方に大変手間と無駄があると思いますので、電話またはネットで処理ができるよう改善をお願いしたいと思います。	このたびの敬老優待乗車券については、70歳になる市民の方、及び70歳以上の明石市に転入された方全てに交付している「バス共通寿優待乗車証」になります。次年度からは「バス共通寿優待乗車証」と「寿タクシー利用券」とセットで交付させていただきます。 事情により、交付が不要な方はその旨を申し出てもらうことにしており、この手続きについては、一度申請を行うと次年度以降の交付も辞退するものになります。 辞退手続きについては、本人確認の問題や本人の意思表示が記録に残らないことなどによるミスを防ぐために、電話による申し出は取り扱っておりません。また、同様の理由から、交付再開の申し出についても同じ取り扱いとしております。 ネットでの処理につきましては、本市においては現在、行政手続きのオンライン化について取り組みを進めているところです。 今後、市民負担の軽減と利便性の向上を図るために、可能なものから順次電子申請の導入を進めてまいります。 ご理解賜りますようお願いいたします。	高齢者総合支援室高齢福祉担当/078-918-5166

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
39	令和5年5月	明石商業高校臨時教員による校内金庫から現金窃盗した件について	臨時教員が悪いのは勿論、学校側の金銭に関する危機管理がずさん過ぎると思います。不正が有れば、すぐに分かる仕組みになっていない学校側にも責任はあると思います。 今回の一件により、明石商業高校野球部の子ども達に責任が及ぶ様な事が、絶対に無い様にご配慮、兵庫県高校野球連盟への働きかけをどうぞよろしくお願いします。	今回の逮捕事案は教育公務員としてあるまじき事案であり、生徒、保護者、市民に対しまして著しく信頼を裏切る信用失墜行為であると認識しております。 金庫の管理につきましては、鍵の取り扱いを管理職等一部職員に限定し、鍵の保管場所を定期的に変更するなど、安全性を高めておりましたが、現金を長期間保管していたこと自体に問題があったと考えております。今回の事件を受け、現金等の管理方法の見直しを図るなど、本校教職員に対して現金等の適正な取り扱いについて徹底してまいります。 また、事件判明後すぐに兵庫県高等学校野球連盟に報告し、保護者説明会の場で、野球部の生徒たちの今後について、説明させていただいたところであります。今回の事件はあくまで教職員が起こした問題であり、生徒が安心して今まで通りの学校生活を続けることができるよう努めてまいります。 関係者の皆様方にご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げますとともに、生徒、保護者、市民の皆様の信頼を大きく損ねましたことを深く反省し、再発防止に努めてまいります。	明石商業高等学校事務局/078-918-5950
40	令和5年6月	ホームページ管理の不備について	ホームページのリンク切れは、「随時修正」ですから間違いを指摘されても、即時修正されないのは理解しているのですが、アドレスのミスですから、アドレスの「www.」を消すだけで解決できるのではないのですか。「随時修正」なのは分かるのですが、3ヶ月以上経過しています。 修正が簡単であっても権限がなければ修正はできないので、そうであれば仕方がないのですが、3ヶ月以上修正されないのは、かなり遅いと感じます。	ホームページのリンク切れ等の修正につきましては、該当ページの所管課に確認し、所管課の担当職員が修正をしております。 この度ご指摘いただいたページに関しましても、所管課にて修正いたしました。 ご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございませんでした。 今後も皆様に安心してご利用いただけるようホームページの管理に努めてまいります。 今後ともよろしくお願いいたします	シティセールス推進室 広報課/078-918-5001
41	令和5年7月	職員の対応態度について	先日、書類を受け取るために江井ヶ島のサービスセンターに伺いました。サービスセンターに着いたのが17時を過ぎた時間帯になってしまったのですが、私がサービスセンターに入り顔を見た瞬間に、「閉まる時間ギリギリになって来た」というようなめんどくさそうな態度。 私に対してそういうふうな対応をされたのが残念でした。 市民と直接やりとりをする場として、もう少し考えていただければと思います。	この度は江井島サービスコーナーをご利用いただいた際に、ご不快な思いを抱かれたこと誠に申し訳ありませんでした。対応した職員には、注意の上、あらためて指導いたしました。 日頃からお客様には、親切、ていねいに対応させていただくよう心がけているところですが、今回いただきましたご意見を真摯に受けとめ、市民の皆さまの立場に立った対応ができますよう、更なるサービスの向上に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	大久保市民センター /078-918-5620

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
42	令和5年7月	市民提案箱とマルちゃんポストについて	明石市では市政に対する意見や提案をインターネット、郵便、FAXで受け付ける「市民提案箱」と「まるちゃんポスト」とは別のものなのですか。マルちゃんポストのアンケート用紙には、「個別回答はいたしかねます。」とあるのですが、回答してほしいです。	・市民提案箱 市政に関するご意見・ご提案について、市民のニーズを的確に把握し、市政への反映に努めるため、市民の皆さまの声を広くお聴きするもの。 ・まるちゃんポスト 市へのご意見やご提案、気づいたことを、市長へのお手紙としてお寄せいただくもの。 市に対するご意見・ご提案をお寄せいただく仕組みとしては同じものですが、ご提出後の取扱いが異なります。 「市民提案箱」は、ご意見・ご提案の内容を所管する担当課へ情報提供及び照会を行い、ご希望に応じて回答いたします。 「まるちゃんポスト」は、2017年に「市長への意見箱」として設置し、今年5月の新市長就任と同時に現在の名称に改めました。 気軽に、自由に思うことをお寄せいただき、その幅広い市民の声に、市長自身が直接、触れることで、今後の施策の参考とすることを目的に設置していることから、いただいたすべてのお声に対して個別に回答はしないものとしております。 このようなすみわけとなっておりますので、担当部署から個別の回答を希望する内容につきましては、市民提案箱をご利用くださいますようお願いいたします。 (市民提案箱担当＝政策局 市民相談室/078-918-5050) (まるちゃんポスト担当＝政策局 市民とつながる課/ 078-918-5010)	市民相談室/078-918-5050 市長室/078-918-5000
43	令和5年7月	ホームページ管理の不備について	明石市のホームページはまだリンク切れが多いです。2023年2月にホームページ管理の不備について、ホームページのリンク切れ箇所が非常に多いと指摘をしたが、修正はされても改善はされていません。	ホームページのリンク切れ等につきまして、ご迷惑をお掛けし誠に申し訳ございませんでした。ご指摘いただいた内容も踏まえ、順次修正を行っているところですので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	シティセールス推進室 広報課/078-918-5001
44	令和5年8月	水道検針員の労働環境について	水道検針員の労働環境についてです。夏場、熱中症になり死亡する例も出ています中、水道検針員の方は昼間に暑そうな制服を着て回ってらっしゃいますが、労働環境の整備はどうなっているのでしょうか。せめて制服を涼しいものにするとか、検針する時間の変更を自由にするなどしてはいかがでしょうか。多様な働き方や人権の意識の観点から検針員の方達の命を守る整備をしてほしいです。	水道の検針業務につきましては委託業者に発注しており、委託業者から以下の回答がありました。 当社で実施している検針員に対する熱中症対策の取り組みとしましては、昼間の暑い時間帯を避けて検針できるように業務可能時間を拡幅したり、検針終了後、事務所へ戻る回数を少しでも減らせるように自宅から現地への直行、直帰を許可したりしております。制服上着につきましては、明石市の検針員であることの証明、なりすまし事故防止のため、容易に変更することは困難ですが、涼しくする等の意見については、本社関係部署へ常時報告しております。 また、制服下衣および着用する装備(帽子・インナー・空調服・サングラス)につきましては、個人の判断に任せて自由化を認めており、一部装備の会社負担についても検討しております。 上記の回答を得て、水道局としましては、委託業者と連携を図ることにより、労働環境の改善に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	業務担当/078-918-5084

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
45	令和5年8月	明石水道局について	明石市は、大久保町に下水道室があり市役所内に水道局があるため、水道の工事申請する場合は、一旦下水道室により経由印を押してもらわないと申請出来ません。 他の市町村は市役所内に両方あるのに明石だけ別なのは何故ですか。 業者の手間もかかるし、連携もその場で取れないのでタイムロスかと思いますので見直してもらいたいです。不可能ならば、経由印はなしにしてもらいたい。	経由印につきましては、下水道の無届工事を防止する目的で実施しております。 なお、今回いただきましたご意見につきましては、今後検討してまいりますので、ご理解とご協力賜りますようよろしくお願いいたします。 手続きの見直しの結果、給水装置工事申込書の下水道室の経由印は、令和5年10月10日より廃止としました。	下水道室下水道総務課 /078-934-9620
46	令和5年8月	中崎緑地の樹木の伐採等について	消防新中崎分署の設置場所等について下記の結論を総務常任委員会の委員各位に郵送しました。 1. 新中崎分署は西庁舎跡地に設置可能 2. 中崎緑地の樹木の伐採は不要 3. 明石港東外港地区に駐車場を設置して基本設計以上の収容台数を確保可能 4. 3の駐車場と併用し、公用駐車場の収容台数を確保可能 5. 新市庁舎敷地の南側に市民の憩いの広場を設けて海峡展望広場とセットで明石らしさを表現できる。 6. 既存の南棟を残し、中崎護岸沿いのレストハウスとして活用する 7. 6のレストハウスと西隣の駐車場を災害発生時の自動車避難の施設として利用。 市は中崎緑地の樹木の伐採により、自然環境保全活動を重ねて来られた市長に対する市民の信頼と期待を損ねさせないことです。建築工事費の高騰などの状況を市民に丁寧に説明して、新市庁舎建設計画の最終案を市民に示し、新市庁舎建設費の総額を理解していただくことが求められています。	現在の消防中崎分署は、1972年に建設され、老朽化が進むとともに耐震性能が不足していることから、新庁舎とあわせて整備(移転)を計画しています。 新中崎分署の整備場所につきましては、管轄エリアや出動動線を踏まえ、都市計画審議会での審議を経て都市公園区域から削除された、かつて中崎遊園地の一部であった土地を予定しており、2023年3月の市議会総務常任委員会において、整備場所(建設予定地)を含む「新中崎分署棟建設基本計画」を報告し、基本計画の内容に基づき、今年度、基本設計業務を進めているところです。なお、新中崎分署の整備に当たっては、敷地内に一定の緑地を確保するほか、現存の樹木については、樹種や植樹の経緯を踏まえた上で、その一部を植え替えることなどについても検討を進めております。 市役所新庁舎につきましては、今年度中に実施設計を完了する予定としており、新庁舎の実施設計案や想定される建築工事費等について、適宜、お知らせしてまいります。 消防局総務課 政策局企画・調整室	消防局総務課/078-918-5270
47	令和5年8月	市民提案箱の意見及び回答を広報紙へ掲載することについて	市民提案箱の意見の要旨及び回答はホームページに掲載されていますが、同じ内容を広報紙へ掲載してください。すべての市民がホームページにアクセスできるわけではありません。 デジタル情報弱者を取り残すことは、明石市が掲げる“だれひとり取り残さない社会の実現”とは異なります。 広報紙1ページ増やすのに必要な費用を教えてください。市民参画条例では、市長等は、市民に対して市政に関する情報を積極的に、かつ、分かりやすい形で提供し、市民から提供された意見をホームページへ掲載するだけでは、その情報を市民と共有したことにはなりません。 市長が広報紙1ページ分の費用を一方的に不要と判断するのであれば、自治基本条例に定める自治の主体である市民にも要・不要の判断を求めてください。同項には市民は市政に関する情報を知る権利を有すると規定しています。 この市政に関する情報には、市民提案箱の意見の要旨及び回答が当然含まれます。	市政に関する情報につきましては、いただきましたご意見にありますように、多くの市民と情報を共有することが重要と認識しています。 ご指摘のように、広報紙への掲載による周知効果は高いと考えますが、掲載にあたっては多くの費用を要します。紙面の作成上、1ページ単位での追加ができず、4ページ単位での追加となり、現在の発行部数では約80万円の費用を要します。 そのため、直ちに広報紙の活用は難しいと考えますが、市役所窓口や出先機関などでの紙ベースによる意見公表を検討いたします。	市民相談室/078-918-5050 シティセールス推進室 広報課/078-918-5001
48	令和5年8月	ラpos建て替えについて	明石市内でエッセンシャルワーカーとして働いています。 度々集会等で利用していたラposの市民広場ですが、耐震補強が基準以下となった為に利用不可となりました。 ラposの建て替えを望んでいます。 仮に再建となると莫大な金額になるのも承知していますし、限られた予算の中で運営をしているのは重々理解していますが、ご検討願います。	明石商工会館(らぼす)の5階部分にあります市民ホールは、建物の耐震性能が判定指標値を下回ることが判明したため、2022年7月より利用を停止しています。 建物の今後につきましては、現在、建物管理者等と調整しながら検討を行っているところで、ご理解いただきますよう宜しくお願い致します。 この度は貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。	文化・スポーツ室文化 振興担当/078-918-5607

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
49	令和5年9月	サンライフの部屋の件	サンライフ明石2階の図書室として使用されていた部屋は、机が2台あり、10人ほどは入れて、会議等にも使い勝手の良い部屋になっています。今は貸室として利用されていませんが、他の部屋と同様に貸出してもらいたい。その予定はありますか。	サンライフ明石の2階図書室につきましては、現在の規定では貸室としてご利用いただくことができません。頂きましたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきますので今後ともよろしくお願い申し上げます。	産業振興室産業政策課 /078-918-5098
50	令和5年9月	ホームページ管理の不備について	https://www.city.akashi.lg.jp/shimin_kenkou/iryou_ka/kenko/kenko/kyukyu/annai.html 「公益財団法人 日本中毒情報センター」リンクが切れています。 https://www.city.akashi.lg.jp/shisetsu/shuyo/index.html 「主要施設」で明石市内の主要施設が載っていますが、「消防」には「現在、情報はありません。」と記載されてあります。この記載だと明石市内には「消防」に関する主要施設はないこととなります。「明石市消防局」を載せてほしいです。 ほか、15件についてホームページの不備あり。	市ホームページの掲載内容、リンク切れ等の修正につきまして、該当ページの所管課に対応を依頼しているところです。順次対応を行ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	シティセールス推進室 広報課/078-918-5001
51	令和5年10月	市への意見について	この市民提案箱ですが、明石市のホームページのどこにあるのか分かりづらく、トップページからアクセスできるようになると、なお良いのではと思いました。 また、このページからの投稿で要望のみの際は氏名等の記述が不要ですが、各課への意見からのフォームと、要望のみでも氏名等が必須になっているのは整合性が取れていないのではと思いました。 ご検討くださると幸いです。	市民提案箱につきましては、市民相談室の広聴制度よりアクセスいただけますが、市ホームページトップの「ご意見募集」からもアクセスが可能です。また、「市民提案箱」と「各課のお問い合わせフォーム」の氏名記述の取扱いにつきまして、市民提案箱は回答の要否が選択可能となっており、回答をご希望される場合、返答に連絡先が必要となることから、氏名等の入力を必須としております。一方、各課のお問い合わせフォームにつきましては、問い合わせに対し、回答することを原則としていることから、氏名等の入力が必要となっております。ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。要望・提案等の提出につきましては、市民提案箱をご利用ください。	市民相談室/078-918-5050

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
52	令和5年10月	戸籍窓口対応について	大久保市民センターに亡くなった母の全戸籍取得の為に伺いましたが、職員の方は、昔の役所の様な対応と必要な書類すら出してくださらず、また住民票に戸籍を載せて欲しいとお願いすると、亡くなっているにもかかわらず委任状が要りますと言われ、間違えているにもかかわらず私が間違えている様な対応でした。 また、市役所2階の窓口に書類を取りに伺った際も、事前に話をしていたにもかかわらず、受付の人には伝わらない。戸籍担当職員の方や大久保市民センターの戸籍担当職員の人にどんなサービス教育をされているのでしょうか。報告、連絡、相談の情報共有はされているのでしょうか。対応の酷さを、職員の方に指摘すると、支払いで「はあ」と言われました。ただ市役所の他の部署の方のサービス対応は素晴らしかったです。 大久保市民センター、明石市市役所受付担当者の改善をお願いします。	この度は、戸籍証明書の取得に関し、お手を煩わせてしまい申し訳ございませんでした。 各種証明書の発行につきましては、適切な事務処理を心がけているところですが、今回いただきましたご意見を真摯に受け止め、申請内容を踏まえ、お客様が必要とする証明書をお渡しすることができるよう努めてまいります。これからも市民の皆さまの立場に立った丁寧な対応ができますよう取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。 市民生活局大久保市民センター この度は、ご多用の中、窓口にお越しいただいているにもかかわらず、職員間の連絡の不備により、市民課窓口での対応でご不快な思いをさせてしまい、誠に申し訳ございませんでした。 いただいたご意見を課内で情報共有するとともに、今後このようなことが無いよう職員間でしっかりと連絡をとって、迅速に対応できるよう努めてまいります。 繰り返しとなりますが、この度はご不快な思いをさせたことを深くお詫び申し上げます。 市民生活局市民市民課	大久保市民センター/078-918-5620 市民生活室市民課/078-918-5020
53	令和5年10月	失業者に対する国の扱いかたについて	ハローワーク明石で雇用保険の失業給付説明会に参加しました。その際、国が失業者をどのように考えているのか、理解に苦しみ憤りを感じましたので意見します。 プレゼンテーションの動画の一部に、失業者に対するきわめて威圧的な表現がある箇所がありました。「不正受給は必ず発見されます」と赤い文字が白い画面に大きく浮かび上がってきました。 あれでは失業者は罰金等を恐れるあまり萎縮してしまい、本当に給付が必要な失業者の方が不十分な申請をしてしまうことが考えられます。 市にこうした意見を言うのは場違いかと思いますが、意見させていただきます。	ハローワーク明石につきましては、市の機関ではございませんので、市から指導等を行うことはできませんが、この度いただきましたご意見を参考に、市としまして、より一層の市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。	市民相談室/078-918-5050
54	令和5年10月	ペーパー会社ではないでしょうか。	明石市和坂の不動産会社は実態のないペーパーカンパニーではないでしょうか。 弁護士を通して、株式会社が発行する重要書類が届き、現地に調べに行ったら、営業している実態もないようでした。管理仲介会社に確認したところ、不動産販売業ではなく、個人が居住用に貸している、と証言が得られました。腑に落ちませんので調べていただきたいです。	お問い合わせいただきました件につきまして、市ではそのような調査は行っておりません。 郵送された文書に心当たりがない、不信感があるなど、ご心配がございましたら弁護士相談をされてはいかがでしょうか。 明石市では、市民を対象とした無料弁護士相談を行っておりますが、神戸市にお住まいのようですのでご利用いただくことができません。 神戸市におきましても、明石市と同様の無料弁護士相談を実施しておりますので、一度、お問い合わせされてはいかがでしょうか。	市民相談室/078-918-5050

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
55	令和5年10月	子育て支援、市民の命、差別解消、もっと良い町に	1, 市役所北の県道で、深夜に暴走族が大音響で複数台が走行しています。マンションには乳幼児もあり、私たち住民も困っています。子育てのまち、乳幼児に恐怖を与えてほしくありません。一市民が毎晩、警察にお願いすることはできません。 2, 暴走少年はわざとゆっくりまたは止まって大音響をしつこく鳴らします。弱い立場の乳幼児や若いお母さんの苦悩が分かる共感できるやさしい大人になってほしいと願っています。人の嫌がること、困ることが面白いと思うような自己中心的な人になってほしくありません。 3, 暴走被害に苦悩している多くの方と話をすると、「暴走族の少年たちは被差別地域から来ている」という認識の方がいます。暴走行為が差別をつくる原因になってしまっているのは、その地域の方への偏見と差別をつくることになるのは悲しいことです。 4, 信号無視もみたこともあり、前の車を煽るところもみました。事故があれば少年も車の運転者も怪我をするのではないかと思います。自分はもちろん相手の命や安全、健康を守れない人間になってほしくありません。 以上、警察の管轄かもしれませんが、市は子育て支援、青少年の健全育成、差別解消、市民の命を守る、平和な明石をつくることに県・警察と協力してもっといいまちにしていきたいと思っています。	この度、明石市役所周辺の深夜暴走行為による騒音被害についてのご意見をいただきましたが、市に暴走行為を取り締まる権限はございません。恐れ入りますが、警察にご相談くださいますようお願い申し上げます。また、この度いただいたご意見につきましては、明石市からも兵庫県警察明石警察署へお伝えしますので、ご理解賜りますようよろしくお願いします。政策局市民相談室 根拠のない思いこみや無意識の偏見が差別を助長することにつながる場合があります。こうしたことがないよう、引き続き人権教育と啓発に努めてまいります。市民生活局市民協働推進室人権推進課	市民相談室/078-918-5050 市民協働推進室人権推進課/078-918-5024
56	令和5年10月	あかしソジトモ☆(スター)カンパニー制度について	あかしソジトモ☆(スター)カンパニー制度について先日知り、大変良い試みと感じた一方で、この制度の対象には所謂性風俗業は含まれているのかいないのかお尋ねしたく連絡しました。承知の通り、性風俗業へのコロナ給付金は支給対象外で、法の下で平等に反し、職業差別であることが指摘されている昨今、明石市の制度としてどの様に制度設計されているのでしょうか。その背景にある理由についてお尋ねします。	あかしソジトモスターカンパニーにつきましては、制度運用要領第4条において、登録要件を以下のとおり定めており、特に職種による制限は設けておりません。 (1)本制度の目的に賛同し本要領を順守する、市内に本店、支店、事業所等の活動拠点を有し、市内で事業活動を行う、企業、公益法人、特定非営利活動法人、個人商店、医療機関、教育機関(以下「企業等」という。)であること。 (2)企業等が、従業員及び市民のSOGIEを尊重するための取組を行っている又は今後行う予定があること。 (3)暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する企業等でないこと。 (4)明石市税の滞納がないこと。 (5)その他公序良俗に反する活動をしていないこと。 どうぞよろしくお願いいたします。	インクルーシブ推進室/078-918-6037

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
57	令和5年10月	性暴力をなくす運動	女性に対する暴力をなくす運動というのを見聞しましたが、男性に対する同様の運動は市としてされているのでしょうか。 もし、実施されていないのであれば、その理由をお聞かせください。 きっと女性に対する性被害が男性と比べて多いことが契機だと思うのですが、ジャーニーズ事務所の性加害の報道にあるように、男性、男児への性暴力、セクハラが今も昔もあることはご承知のとおりです。 あらゆる性別の性暴力をなくす運動が広がるのがすべてのひとにやさしい明石市になると思います。女性や男性の枠組みでくれないLGBTの人たちに対する暴力をなくす運動もされてみてはいかがでしょうか。前向きな返答を期待しています。	「女性に対する暴力をなくす運動」についてですが、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であるという考えのもと、内閣府をはじめとする各省庁が提唱しているものです。 毎年11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間とし、周知に取り組んでいます。 市町村は、内閣府からの協力要請を受け、この運動を推進しています。 男性に対する同様の運動につきましては、昨今の課題を受け、内閣府において、性犯罪・性暴力の被害に遭った男性や男児及びその保護者のための臨時相談窓口が開設されたところです。 (1)実施期間: 令和5年9月22日(金)～12月23日(土)※予定 (2)ホットラインの種類・受付日時 ①男性のための性暴力ホットライン 電話番号: 0120-213-533 受付日時: 毎週土曜日19時～21時 ②男の子と保護者のための性暴力被害ホットライン 電話番号: 0120-210-109 受付日時: 毎週金曜日・土曜日16時～21時 この他にも、内閣府における以下の相談窓口では、年齢・性別を問わず相談を受け付けています。 ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター 全国共通番号「#8891」(はやくワンストップ) ・性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103」(ハートさん・警察) ・性暴力に関するSNS相談「Cure time」(キュアタイム) 本市においても、明石市ホームページにおいて上記相談窓口の周知・啓発を行っています。 https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/kouhou_ka/kurashi/sodan/madoguchi/dv.html また、「明石市配偶者暴力相談支援センター」において性別等を問わずDV相談を実施するとともに、性的マイノリティの悩みに関する専門相談窓口として「明石にじいろ相談」を実施しています。 男性や性的マイノリティからDV・暴力に関する相談を受けるなど、性別等を問わず暴力をなくすための対応を実施しているところです。 今後も、性別などにかかわらず誰もがいきいきと生活できるよう、人権の尊重のための意識啓発や教育の充実に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	市民協働推進室男女共同参画課/078-918-5613

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
58	令和5年10月	パピオスあかしのエレベーターについて	パピオスあかしのエレベーターに優先表示をしてほしいです。 最近「エレベーターでなければ移動が難しい人がいます」という厚生労働省のポスターのようなものが貼られましたが、個人的な体感としては効果はあまりないように思えます。相変わらず、若くて健康そうな人たちが多く利用し、ベビーカーや車椅子の方が待っている光景をよく目にします。 都市部の主要駅のように、大きく「優先」と表示していただけませんか。役所や子育て支援のサービスが入ってる施設なので、福祉的な意味でも合理的配慮をお願いします。	ご指摘のありましたエレベーターについては、パピオスあかし管理組合法人が管理する施設であるため、同法人にご意見をお伝えしたところ、「本エレベーターはユニバーサルデザインに適合したものではありませんが、表示等についても他の複合施設や鉄道駅などを参考に、ベビーカーや車椅子ご利用者のみならず、ハンディキャップを持たれた方等にやさしい対応を進めていきます。貴重なご意見をありがとうございます。」との回答をいただいております。 明石市としましても、誰もが利用しやすく安全・安心な公共施設の運営に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	あかし総合窓口/078-918-5645
59	令和5年10月	市役所の食堂について	市役所の食堂にいきました。お料理は安くておいしかったのですが、コロナ時のパーティションが残っており、圧迫感がありました。 もうコロナも5類となり、インフルエンザと同等の扱いになったため、パーティションを外していただきたいです。	パーティションの撤去についてですが、いまだ多数のコロナウィルス感染者数が発表されている状況であり、また、最近ではインフルエンザウィルス感染者数も増加傾向にあることから、市としては、今しばらくはパーティションを設置しておくべきであると考えています。 ご希望に沿うことができませんが、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。	財務室管財担当/078-918-5008
60	令和5年11月	3年間の財政収支見通しの公表について(提案)	令和4年度一般会計決算では、実質単年度収支が7億2千万円の赤字になっています。 一方、総務常任委員会に提出された明石市健全化推進計画の取り組み状況の総括を記載した資料においては、3つの基金の残高は、令和4年度末119億円、令和5年度末98億円(対前年度比較21億円の減少)が見込まれています。市民は、これらの数値から、令和5年度以降の一般会計の財政収支見直しに不安を感じています。 そこで、本年度に限らず、毎年度、決算審査が終わった後、12月市議会の開催日までの間において、向こう3年度間の財政収支見直しを公表することを提案します。 公表する項目は、一般会計の形式収支、実質収支、単年度収支及び実質単年度収支並びに各基金の年度末残高です。	財政収支見通しの公表についてのご提案でございますが、正確な現状分析に基づいた中長期的な財政収支を見通すことは、健全かつ安定的な財政運営を継続していくための指針として重要なものと認識しております。 また、財政の現況や見通しの公表を通じて、市民の皆様に行財政運営への理解を深めていただくことにつきましても今後の課題と捉えております。 ご提案のありました財政収支見通しの公表につきましては、他都市の事例も参考にしながら、市民にとってわかりやすい手法を検討してまいります。	財務室財務担当/078-918-5011
61	令和5年11月	進捗状況の問い合わせ方法について	今月、明石市のホームページ『お問い合わせフォーム』や電話にて問い合わせました。 一応の返答があり何かやっていると思いたいのですが、その後の進捗状況等については、その部署では回答出来ないとの事です。個人情報の管理もありますので、回答部署とか回答要望方法が決まっているのかも知れませんが、どの様にすれば、進捗状況が判るのでしょうか。	『問題のある建築物』について情報提供いただいたので、当課職員が現地確認し、必要に応じて指導しています。 しかしながら、申し訳ありませんが、違反の有無を含め指導内容については個人情報となりますのでお答えできません。 ご理解いただきますようお願い致します。	住宅・建築室建築安全課/078-918-5046
62	令和5年11月	ハローワーク明石建物前での営業・勧誘行為について	ハローワーク明石に訪れる際、3回に1回くらいの頻度で、スーツ姿の人たちから声をかけられることがあります。玄関前には「声かけをしている者はハローワークとは関係ありません」と掲示してあるのは存じていますが、口頭や掲示物などで「庁舎前で営業・勧誘等の行為はおこなわないでください」と注意もしくは規制していただくことはできないのでしょうか。 可能ならもちろんやっていただきたいですし、難しいならその理由も知りたいです(庁舎の敷地内ではなく公道での行為だから市は関与できない、など)。	ハローワーク明石については市の機関ではございません。 路上における迷惑行為等については兵庫県の迷惑防止条例で規定されており、施設前での禁止事項等についても、条例を踏まえた施設での取り扱いがある可能性がありますので、申し訳ございませんが、ハローワーク明石に直接お問い合わせいただけますよう、よろしく願いいたします。	市民相談室/078-918-5050

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
63	令和5年11月	街の活性化におけるご提案	東京から移住し、明石にてIT系の会社を起業したものです。 明石という土地をえらく気に入ってしまい、自分を含めた移住者をはじめ、元々この土地に暮らしている人にとってさらに良い街づくりをしたいと考えているのですが、相談窓口がうまく見つけられず教えていただきたいです。 相談をしたい項目は以下です。 ・「地域活性化」を目的としたものがあり、これを明石市と組んで何かできないかという相談がある ・子供を連れて行けるコワーキングスペースの設営 よろしく願いいたします。	ご提案にあります地域活性化につきましては、明石市においても、市民をはじめ、産業界、教育機関、金融機関など、さまざまな分野からの意見も取り入れながら施策を推進しています。相談窓口としては、分野ごとの各担当課にご相談いただくことになります。どのような取組をもとに地域活性を推進していくのか、もう少し詳しくご教示願いますでしょうか。 また、コワーキングスペースにつきましては、市に明確な相談窓口はございませんが、就労・労働という観点から、産業政策課にご相談されてはいかがでしょうか。 URL=https://www.city.akashi.lg.jp/sangyou/shoukou_ka/index.html 内の「お問い合わせフォーム」から連絡をお願いします。	市民相談室/078-918-5050
64	令和5年12月	ふるさと納税のワンストップ申請書について	明石市にふるさと納税をさせていただきました。 過去に全国津々浦々、ふるさと納税を行いました。他の自治体では返信用封筒は自治体負担のものしかなかったのに、明石市では切手を貼るようになっており驚きました。寄付してもらってにおいて、寄付金に比べると微々たる金額である切手代すら出すのが惜しいのか、という気持ちになりました。自分はオンラインで申請しましたが、中には対応できない情報弱者もおります。 確かにワンストップ申請書は義務ではありませんが、控除を容易にさせてあげようという自治体の姿勢を見せてほしいと思います。 明石市として、ふるさと納税を大事にされているのであれば、一考願います。	ふるさと納税には総務省が設けた経費率に関する基準があり、郵便料を含む事務手数料や返礼品の価格など、ふるさと納税業務に関するすべての経費が対象となっています。それらの基準を順守した上で、返礼品への還元率向上を最優先に考えると、切手のご負担をお願いせざるを得ない状況となっております。 何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。	シティセールス推進室 シティセールス課/078-918-5263
65	令和6年1月	JR西日本と大阪メトロの連絡定期券の発売範囲拡大を！	現在、明石市在住ですが、連絡定期券の発売範囲は舞子までとなっております。範囲外のため購入できません。モバイルICOCAを使用していますが、大阪メトロのIC定期券を上記の理由で別途持たざるを得ないことに大変不便を感じております。 連絡定期券の範囲拡大を市から関係行政、各社に申し入れをお願いします。	お問合せを頂きました内容について、西日本旅客鉄道株式会社に確認しましたところ、次のとおり回答がございました。 【西日本旅客鉄道株式会社】 いつもJR西日本をご利用いただきましてありがとうございます。 連絡定期券の発売範囲につきましては、関係各社と協議のうえ決定しております。 今後、見直す予定は現在のところございませんが、いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。 以上のとおり、現時点で本件に係る具体的な見直し予定はないとのことですが、本市としましては、日々市民の方から寄せられるご意見等について随時交通事業者と共有を図り、今後も公共交通の利便性向上や利用促進について事業者と共に検討してまいります。 ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037
66	令和6年1月	ホームページ管理の不備について	「兵庫県ホームページ、広域災害救急医療情報システム(お子さんの急病対応ガイドブック)の表紙」など、数多くのリンク切れがあります。以前にも意見しましたが、今回はリンク切れほか、ホームページの不備66箇所の指摘です。 単なる「ホームページが間違いまくっている」という意見(指摘)ではなくて、「間違いまくっていると指摘を受けても引き続き間違いまくっている。つまり編集体制が改善されていない。」	ホームページのリンク切れ等につきまして、ご迷惑をお掛けし誠に申し訳ございません。現在ホームページの総点検を各課に依頼し、順次、修正を行っているところでありますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。	シティセールス推進室 広報課/078-918-5001

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
67	令和6年1月	イスラエルによるパレスチナへの虐殺・民族浄化について	イスラエルによるパレスチナへの虐殺・民族浄化が今もまだ続いており、これに即して日本の多くの自治体がイスラエルに対して停戦を求める声明と、日本政府に対してイスラエルとイスラエルを支持するアメリカ政府がパレスチナへの軍事攻撃を即刻停止するよう外交努力を続けることを求める声明を提出しています。 市もこれに続き、すべての人に人権の侵害されない生活が保障されるべきだと、声明を出してください。	イスラエル国防軍とパレスチナ武装勢力の武力衝突によって、イスラエルとパレスチナの双方に多くの犠牲者が出ている国際情勢を明石市も強く憂慮しています。 明石市は世界の恒久平和実現をめざす平和首長会議に加盟しております。このたびの武力衝突に対しても、8,300を超える平和首長会議の加盟都市と連携しつつ、国際平和実現のため、取り組みをすすめてまいりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。	市民協働推進室人権推進課/078-918-5024
68	令和6年1月	意見全文を載せる規定に変更してほしい	「市民提案箱をはじめ、各担当部署でお受けしたご意見・ご要望等の要旨と回答について、「要旨」ではなく「全文」を載せてほしいです。 私の意見ではありませんが、回答の意味合いがわかりにくいものがあります。 また、私の意見でホームページのリンク切れを指摘していますが、「要旨」では「リンク切れ箇所が非常に多い」がどのぐらいの多さなのか伝わりません。「どれぐらいリンク切れが多いかわかるように」が一番のポイントなので、せめて指摘数もしくは修正数ぐらいは載せてほしいです。 「意見全文のホームページ掲載につきましては、明石市法令遵守の推進等に関する条例 第35条第1項におきまして、要望・提案等の概要を公表するものと規定しております。」逆に言えば規定を変えれば意見全文が載せられるわけで、規定自体を変えてほしいです。 規定も変えようと思えば変えられるわけで、規定の変更を検討してほしいです。	いただきましたご意見全文のホームページ掲載につきましては、より多くの方に分かりやすくご覧いただくという観点から、長文になっているものについては要約させていただいております。検討した結果の規定になっておりますので、現在のところ変更の予定はございませんが、ご指摘の件数につきましては、数がわかるように掲載させていただきますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。	市民相談室/078-918-5050
69	令和6年1月	物価高騰	物価高騰対応支援給付金の7万を早く支給して下さい。	いただきましたご意見につきまして、1月15日より、給付対象となる世帯へお知らせを順次発送しております。 届いたお知らせをご覧ください、ご不明な点がございましたら「明石市物価高騰対応支援給付金コールセンター」TEL 0570-068-011(平日9時～17時30分)までお問い合わせください。よろしくお願いいたします。	市民相談室/078-918-5050
70	令和6年1月	市所有車のホワイトマグネットシートについて	市の所有車には「明石市」と書かれています。 しかし、以前から気になっていたのですが、あかし保健所の駐車場などに停めてある車を見ると、わざわざホワイトのマグネットシートで、「明石市」の文字の所を隠している車が多々あります。 シートで隠して業務をせず、市の誇りをもって業務をしていただくのが公務員ではないでしょうか。	ご指摘の通り、明石市と書かれた箇所にマグネットシートを張り付けている公用車が3台ありました。 あかし保健所の業務において、新型コロナを含む各種感染症の発症者をはじめ、難病患者、希死念慮者、ひきこもりの方などのご自宅を訪問する場合があり、市職員が個人宅を訪問した際にその方及びご家族への差別的取扱い(不当な差別、誹謗中傷その他の権利利益を侵害する行為)を防止するため、市の訪問がわからないよう市名称を隠しています。 本来であれば、帰所後にマグネットシートを剥がすべきところではありますが、剥がすことを失念し張り付けられたままになっておりました。 今後、市名称を隠した場合は、帰所後に再表示するよう周知徹底いたします。	あかし保健所保健総務課/078-918-5414

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
71	令和6年1月	勤労福祉会館での飲酒について	これまで勤労福祉会館の多目的ホールや第1講習室で『祝う会』などを仲間内でしてきた。しかし、昨年に『館内は全面アルコール禁止』と言われ、その後はアルコール抜きの飲食となった。 これまで、市は1月4日に本来は飲食禁止の場所である体育館で新年交歓会を行っていたが、「アルコール全面禁止なのか」と問うと「市が考えるでしょう」との回答であった。 しかし、1月1日に能登地震があって甚大な被害が出ていて、経済3団体の新年会ではアルコールの提供無しなど祝賀ムードを自粛していたが、4日の新年交歓会では、鏡開きを行い、乾杯のみで終わらずアルコールを飲んでいる。 私たち市民には、一方的にアルコール全面禁止としておきながら、市が行う新年交歓会では飲酒可能というのは到底容認出来ない。 市としての明確なご回答をお願いします。	「新年交歓会」は、明石市、明石市議会、明石商工会議所の三者共催で、日頃の市政運営に広く尽力いただいている市内の企業や行政機関、団体の関係者等が年に1回、一堂に会し、日中の1時間のあいだに新年の挨拶を交わす場として開催しております。 ご指摘のとおり、勤労福祉会館はコロナ禍においては、館内アルコール禁止とされておりますので、今後につきましては、いただいたご意見を参考に、新年交歓会の開催内容、開催場所について検討してまいります。	市長室/078-918-5000
72	令和6年1月	水道局と下水道局	水道の仕事をしています。 明石市はなぜ水道局と下水道局が別の建物なんでしょうか。 本来、市役所内に併設するべきではないでしょうか。	下水道室は、市役所分庁舎と大久保浄化センターに分かれて執務を行っておりましたが、施設の有効利用と事務の効率化を目的として、平成26年10月に大久保浄化センターに組織を集約して事業を実施しているところです。 何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	下水道室下水道総務課/078-934-9620
73	令和6年2月	採用試験における顔写真の項目について	市の職員採用試験のエントリーを見ていますと、性別欄の項目は見当たらないものの、顔写真の項目は未だ見られますが、これは何故あるのでしょうか。 周知のとおり顔写真の項目は、疾病などで外見にハンデのある人にとって心理的負担が大きいことは明かです。また、たとえ能力が同じ人が2人いても、人の見た目が九割という言葉にもあるように、顔写真から刷り込まれた印象により、能力が正確に判断されない可能性も多く指摘されているところです。 市として何故今も顔写真の項目があるのか。またこの顔写真の項目は書類選考時の就職差別につながる事が多数指摘されている中で、その見解はあるのか、ないのかお尋ねしたいと思います。 性別はもちろん、容姿によるアンコンシャスバイアスをなくすためには、選考の段階から変えていくことが急務ですので、市としてどうぞよろしくお願い致します。	市の職員採用試験のエントリーシートについては、厚生労働省の示している公正な採用選考のための履歴書様式例の考え方に基づき、性別については記載を求めないこととしています。 顔写真については、公平公正が厳格に求められる市の採用試験において不正防止の目的で本人確認書類として提出を求めています。本市採用試験の対面及びオンラインの試験では、エントリー時に提出いただいた写真をもとに本人確認を実施しております。 また、顔写真が書類選考時の就職差別につながるのではないかとのご指摘については、本市採用試験のエントリー課題審査では、顔写真等の情報が選考に作用することのないように、エントリー入力された内容のうち採点対象となるエントリー課題部分を予め明示したうえで、採点対象の課題の内容についてのみ採点することとしております。 この度は大変貴重なご意見を賜り誠にありがとうございます。今後も市民の皆さまからのご意見を参考に、公平公正な採用試験の実施に向け、試験のあり方を検討してまいり所存ですので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。	職員室職員担当/078-918-5006
74	令和6年2月	旅立ちの丘 支払い方法について	支払いが、その日に現金で支払ないといけないのは大変困ります。 当日あわただしくしているのに、現金を持っているのは大変不便です。 キャッシュレス決済を可能にしてほしいです。	お問い合わせいただきました、キャッシュレス決済の導入にあつては、業務全体の見直しを図り、効率化を実現する体制整備、業務フローの構築のほか、導入費用、決済手数料等、現金決済では発生しない新たな費用を要するため、これらを総合的に判断し、現在のところ導入に至っておりません。 時代のニーズとしてキャッシュレス化の推進が高まる中、既存の収納手段に加えキャッシュレス決済への対応は非常に重要な課題だと認識しております。 葬儀の際に急ぎ高額現金を準備しなければならない遺族の精神的負担の緩和に努めるため、サービス向上に向けた納付環境の整備を検討してまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。	環境室環境総務課/078-918-5029

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
75	令和6年2月	広報あかしポスティングについて	朝、通勤のため玄関を出たところでポスティングの方と出くわしたが、挨拶も無く不機嫌な感じで印象が悪かったです。 我が家はポストが敷地内にあるので、挨拶も無く無愛想な感じで敷地に入ってこられても不審者にしか見えません。最低限のマナーの指導をお願いしたいです。	ポスティングをお願いしている、明石シルバー人材センターに頂いた意見を伝え、最低限のマナーを守って配達を行うように指導いたしました。ご理解賜りますよう、お願いいたします。	シティセールス推進室 広報課/078-918-5001
76	令和6年2月	財政健康診断書の作成及び公表について	市民が市の財政について最も知りたいのは、財政の健康状態、病気の有無とこれらについての所見です。所見は本人が書くものではなく、他者が書くものです。そこで、公募市民(事業者を含む)、市議会議員、商工会議所会員、税理士会会員及び大学教員並びに兵庫県、神戸市、加古川市及び明石市において財政を担当していた元職員で構成する「健診チーム」を設置します。このような構成にするのは財政に関する高い専門性が求められるからです。 チームは、健康診断項目を設定して、毎年度、各項目についてチェックして健康診断書に所見を記入します。市民にとって重要なのは、所見であって、各項目の解説や結果を知る必要はほとんどありません。また、不健康な状態への対策及び見つかった病気の治療方針を知りたいのです。 令和6年度、市は財政白書の作成を公表していますが、作成目的や利用の基本方針を示していません。市民がほとんど目にするものない財政白書及び自己診断の良い結果のみを広報する財政白書を毎年度作成するのは無駄です。市の財政状況に関心がある市民は、インターネットで決算等の財政状況を知ることができます。決算資料をより分かりやすくするためには、説明文を充実させ、前3か年度の比較を記述すれば十分です。 元来、決算資料は市民に対して財政情報を分かりやすく提供することを目的として作成されているのではなかったでしょうか。	令和6年度に取り組む予定の財政白書につきましては、本市の財政状況や財政運営上の課題に見える化し、市民や市議会のみならずと共有するために策定しようとするものです。 また、持続可能な財政運営を掲げた財政健全化推進計画の計画期間が今年度をもって終了するため、財政白書では、同計画に掲載している今後の財政収支見通しや財政運営の目標・方針についても取りまとめていくこととしております。よろしくご理解賜りますようお願いいたします。	財務室財務担当/078-918-5011
77	令和6年2月	イスラエル軍によるパレスチナガザ地区侵攻について	パレスチナ市民の虐殺を行なっているイスラエルに即時停戦を求め、経済制裁を課すこと、イスラエルの一方的な主張によりパレスチナへ人道支援を行っているUNRWAへの資金拠出を停止した日本政府に資金拠出停止の撤回を求める署名など、市民の運動もたくさん行われています。イスラエル軍によって虐殺されているのは兵士のみでなく、多くが女性や子供達です。先日、神戸市でもこの件に関しての決議が出されましたが、明石市ではまだそのような動きはないように思います。子供を大切にしている明石市でもイスラエルによる虐殺をやめさせる、停戦を支持する決議を出すなど、なにか出来ることはないでしょうか。 明石市民として、この件について市はどのように考えておられるのかも聞きたいです。	ご指摘のとおり、令和4年には明石市議会議員有志よりウクライナ侵攻に断固抗議する決議が市議会に提出され、可決がされています。一方で明石市としては世界の恒久平和実現をめざす平和首長会議に加盟しております。 令和6年2月22日に平和首長会議は、ますます混迷を極める現下の国際情勢を踏まえ、イスラエル・パレスチナ情勢に強い憂慮と一日も早い停戦要求を示しつつ、対話による平和的解決に向けた外交努力と、核兵器のない平和な世界の実現に向けた具体的な行動へ歩みを進めることを訴える共同アピールを発出しました。この共同アピールは、国連の各国政府代表部(193か国)及び国連事務総長等に送付されています。これからも明石市は平和首長会議と連携しつつ、国際平和実現のため、取り組みをすすめてまいりますのでご理解のほどよろしくお願い致します。	市民協働推進室人権推進課/078-918-5024
78	令和6年3月	明石駅周辺でのフードドライブ回収場所の設置について	フードドライブに提供したい食品があっても、生活圏内に回収場所がなく、いつか持って行こうと思って賞味期限を切らしてしまいます。 パピオスやアスピアの中など、明石駅周辺に回収場所を設置していただけると大変利用しやすく、他にも提供する人が増えるのではないかと思います。ご検討よろしくお願いいたします。	現在、明石市のフードドライブ事業の取組としては、コープこうべ、イオン明石ショッピングセンター、ダイエーが実施しており、市としてはホームページでのPRなどを行っております。 フードドライブの取組をされる明石駅周辺の店舗がございましたら、他店と同様にPR面での支援をしていきたいと考えておりますが、現在のところ市独自でフードドライブの拠点を設置する予定はございませんので、ご理解、ご協力賜りますようよろしくお願いします。	環境室資源循環課 /078-918-5794

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
79	令和6年3月	是非見直しを	学童の延長時間を見直してほしいです。共働き世帯は午後5時に合わないです。せめて、保育園同様に午後6時以降を延長としていただきたいです。 また、物価高騰等の給付金は、低所得者だけではなく、明石市民平等に給付すべきだと思います。 このままでは明石市民減る方向です。	午後5時以降が延長となることについてですが、明石市では児童の安全を考慮し、午後5時に集団下校を行っております。 また、延長を利用していない児童との公平性を踏まえ、午後5時以降は延長利用料を徴収しております。 ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。 こども局こども育成室 臨時特別給付金担当から「物価高騰等の給付金」について回答させていただきます。 「物価高騰対応支援給付金」は、物価高騰の影響が大きい低所得世帯に対して給付金を支給するものです。 給付金は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を利用して支給しており、「住民税非課税世帯」及び「住民税均等割のみ課税世帯」が対象となっています。 住民税所得割が課税されている世帯は上記給付金の対象となりませんが、令和6年度に所得税と住民税所得割における「定額減税(調整給付)」を実施することについて、通常国会で検討・審議されています。 今後、国から示される制度の詳細が明らかとなり次第、広報させていただきますのでご理解賜りますようお願いいたします。 福祉局生活支援室臨時特別給付金担当	生活支援室臨時特別給付金担当/078-918-5643
80	令和6年3月	明石市給水課と下水道課について	明石市は、なぜ水道部局は市役所にあり、下水道部局は大久保にあるのですか。水道業者からするととても不便です。 他の各市町村では隣同士に課があり、連携されています。 二度手間になるので、市役所に下水道部局を入れて欲しいです。	水道事業と下水道事業は安定的、効率的な事業運営等を図るため、組織の統合に向けた取組を進めており、窓口の一元化についても検討を行ってまいりますので、何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	下水道室下水道総務課/078-934-9620
81	令和6年3月	クレカ扱い なぜ市立なのに、違うのですか	先日市民病院を退院の時、いきなり高額の請求書を見てびっくりしました。何十万円の持ち合わせなかったのですが、クレカが使えたため本当に助かりました。 それで、疑問に思いました。先日、身内が「旅立ちの丘」を利用しましたが、同じ市立なのにどうしてこちらはクレカが使えないのでしょうか。	お問い合わせいただきました、市民病院との違いにつきましては、大きな要因として会計処理が異なりますので、斎場では利用できないといった状況が生じています。 葬祭事業会計においては、クレジットカードが利用できるように進めていくことも可能ですが、現金でのお支払いでは必要のなかった、キャッシュレスシステムの導入費用や決済手数料の発生、また、指定管理者制度に係る協定内容の変更やマニュアル等が必要となることから、現在導入には至っておりません。 しかしながら、時代のニーズとしてキャッシュレス化の推進が高まる中、既存の収納手段に加え、キャッシュレス決済への対応は非常に重要な課題だと認識しております。引き続き、市の関係部署とも連携しながら、キャッシュレス化に向けて検討してまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。	環境室環境総務課/078-918-5029

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
82	令和6年3月	全国のたこ焼きのルーツ	たこ焼き好きとしては、「たこ焼きの始まり」そのルーツが気になっていました。 明石だとの話は聞いていたが、昭和36年創文社刊行の『関西味覚地図』の神戸編に明石の木村書店の木村栄次さんがはっきりとそのルーツを書いておられるのを読みました。 Wikipedia にはたこ焼き発祥は、大阪の会津屋となっていますが、訂正が必要です。明石の碩学木村栄次さんの証言を私は信じたい。明石を「日本中のたこ焼きのルーツ地」だとはっきり宣言したらどうかと提案します。	明石焼(玉子焼)はたこ焼きのルーツと言われており、明石を代表するソウルフードとして、「明石のたからもの」にも選ばれています。市としても全国に向けて発信すべき明石の魅力の1つと考えており、2016年のB-1グランプリスペシャル大会ではゴールドグランプリを獲得したことを始め、明石で開催した2017年のB-1グランプリ西日本大会、2019年のB-1グランプリ全国大会においては、ホスト団体として数多くみなさんに楽しんでいただきました。令和3年度には文化庁より「100年フード」に認定されたほか、市内には約70店舗のお店があるといわれるなど、現在も多くの方々に愛されています。一般社団法人明石観光協会が発行している「明石焼物語」(https://www.yokoso-akashi.jp/sites/default/files/pdf_akashiyaki_2023.pdf)というパンフレットでは、これらの内容のほか、諸説ある中ではございますが、明石焼(玉子焼)がタコ焼きのルーツであることを掲載しております。今後とも様々な方法で明石と明石焼(玉子焼)のPRに努めていきたいと考えておりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。	シティセールス推進室 シティセールス課/078-918-5263
83	令和6年3月	道路モニター担当者の対応	道路モニターをしている者です。 以前、危険箇所をメールにて報告致しましたが、私の通報が「道路モニターとしての範囲を超えている」とのメール返信を受けました。本当に危険と思い自治会長にも見てもらい、道路モニターさんなら市の方に通報するよう依頼を受けました。こんな事で良いのでしょうか。 メールを送信してきた担当者は何か事が有ったのでしょうか。 その受けた屈辱なメールは今でも保存しています。もう二度と道路モニターなんかしない事にします。	通報いただいた内容につきましては、現地を確認し、現時点においては舗装が崩落するといった危険な状態ではないと判断しています。 また、市から自治会長様に、上記の内容をお伝え経過観察するようお願いしたところです。 「道路モニターとしての範囲を超えている」といった文言の記載に関しては、文書で回答ということもあり、強い表現であったことをお詫び申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
84	令和6年4月	局の新設 課の新設	時代に応じた局の新設、課の新設の際は、わかりやすくイメージしやすい方がいいと思います。 共創課とネーミングされましたが、名付けにセンスがありません。過去にシティセールスなど、いいネーミングのものもあるというのに。 広報あかしを活用し、名称募集するいいと思います。 協同と参画、情報の共有の市民自治の原則をより具体的に推進されることを希望します。ちなみに、共創課は、「共に創る課」がいいと思うのですが。	本市では令和6年度のまちづくりの基本方針として「対話と共創」を掲げ、誰一人取り残さない「SDGs未来安心都市・明石」の実現に向けて、まちづくりを進めています。 特に、多様化、複雑化する市民ニーズや地域課題を把握し、地域や企業、大学などの様々な主体との「共創」により課題解決に向けた市民目線による実践的な取組を展開するため、新たに「SDGs共創室」及び「産官学共創課」を設置したところです。 以上、ご理解賜りますようお願いいたします。	総務管理室総務課 /078-918-5005
85	令和6年4月	クーポン	明石市内で、利用できるクーポンをお願いします。	ご意見にあります「クーポン」が、どのような種類のことを指しているのか特定できませんのでお答えいたしかねます。 昨年度、お届けしました「明石市サポート券」を指しているものとして回答いたしますと、現在のところ、同様の事業の実施予定はございません。 また、別の利用券のようなものをさしている場合、おそれいりますが、もう少し詳細をお聞かせください。	市民相談室/078-918-5050

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
86	令和6年4月	あかし女性SOSサポートセンターの名称変更	広報あかしに「あかし女性SOSサポートセンター」が開設するという記事が掲載されていましたが、市の組織、事業及び施設の名称は、できるだけ日本語で表記すべきであると思います。市民にとって「サポートセンター」よりも「支援センター」の方が分かりやすいのではないのでしょうか。また、「SOS」という用語については、「危機的事態」と理解されるリスクがあることから、「あかし女性総合支援センター」という名称を提案します。女性にとって重要なのは、支援を求める先(救援先)の組織の名称です。「求援」というのは「SOS」に代わる造語です。日本語には、支援する側に必要な「支援」という用語はありますが、助けを求める側に必要な最適な用語がありません。日本では、「支援」は求めるものではなく、「支援」は待つものであるという意識が浸透していると感じてしまいます。市行政が、市民に対して真に望むのは、「支援」を待つのではなく、ためらうことなく自ら「支援」を求めてくださいということです。「求援」からスタートする「支援」が増えることが、誰ひとり取り残さない明石市になることが確実です。市行政が「求援」という用語を使用することによって、市民・住民・事業者の間に「求援」という意識が広まっていくのを期待しています。	この名称については、広く市民の方が助けてと声をあげることができるよう名付けられたものです。今年度より「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたことに伴い、あかし女性SOS総合サポートセンターでは、困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じ、本人の立場に寄り添った伴走型の支援を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	市民協働推進室インクルーシブ推進課/078-918-6037
87	令和6年4月	年2回の財政見通しの公表について	令和6年度当初予算案が本年3月に市議会の審議を経て可決されました。ただ、当該予算案の審議に際して、令和5年度決算見通しに関する資料(数値)が提出されていません。本年3月の市議会では、令和5年度最終の補正予算案が提出されていまして、それまでの早い時期に令和5年度の決算見通しは把握されていたはずですが、にもかかわらず、令和6年度の当初予算の審議は、令和5年度の決裁見通しに基づく討議が行われることなく終わりました。また、9月市議会以降、前年度決算の数値は存在しても、最後まで、当該年度の財政の見通しの数値が存在していません。市議会における財政見通しに関する審議の場においては、行政から当該年度の財政見通しの数値は提供されていないのです。このような異常な状況をなくすために、例年度1月及び7月の年2回、当該年度の財政見通しを、市民及び市議会に公表することを提案します。	財政見通しについてのご提案でございますが、明石市では、今年度、本市の財政状況や財政運営上の課題を見える化し、市民や市議会のみならずと共有するために、「(仮称)みんなでつくる財政白書」を策定することとしており、その中で、今後の財政収支見通しについても取りまとめていくこととしております。この度お寄せいただきましたご提案につきましても、貴重なご意見として参考にさせていただきます。	財務室財務担当/078-918-5011
88	令和6年4月	市民提案箱について	市民提案箱の意見と回答について、検索できるようにして欲しいです。また、月毎の分け方以外にも、カテゴリ分けして探し易くするなどできないでしょうか。	現在、市に寄せられるご要望・ご提案及びこれらに対する市の回答につきましては、できるだけ最新のご意見に対する回答を閲覧いただくため、月ごとにまとめて全件公表を行っております。直近月から月ごとの公表としておりますが、項目の分類がされていないことから閲覧しにくい部分もございます。直ちに改善することは難しい状況ですが、この度のご意見を参考に今後の検討課題といたしますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。	市民相談室/078-918-5050
89	令和6年5月	貴市役所の建設経緯について	現在高校3年次生で、総合探求という授業の一環で、兵庫県に所在する各市役所の建てられた位置とその建設経緯について調べています。そこで、貴市役所が現在の位置に立てられた理由をご教示頂けませんか。	庁舎建設地の選定理由についてですが、現在の庁舎は昭和45年の竣工以来、50年以上が経過しており、当時の資料も少なく、確認できる範囲での回答となります。候補地の選定にあたっては、市民の皆さまにとってより便利なところ、明石のまちの象徴として、また、将来の発展のために最もふさわしいところをということで、中崎町(現在置)に決定しております。この位置であれば、①敷地も広く、市民ホールも含め余裕のある配置ができる。②鉄道やバスターミナルにも近く、市のどこからでも便利。③海を隔てて淡路島を望む景色は他の都市には見られない美しさがある。なども選定理由にあげられます。	市民相談室/078-918-5050

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
90	令和6年5月	旧市立図書館建物の取り扱いに関するアンケート調査の実施について	現在、旧市立図書館の跡地の利活用についてアンケート調査が実施されています。しかし、建物の利活用はアンケート調査の対象になっていません。 そこで、旧市立図書館の建物の取り扱いに関するアンケート調査を実施することを要望します。市長は、当該調査によって市民の意向を知るべきです。当該調査の結果への対応は市長が決めればよいのです。兵庫県が、明石市に対してそのような時間的余裕を与えないと言うでしょうか。明石市市民参画条例の規定は、市長が決めたことに市民が参画する権利を定めているものではありません。市長が決めようとしていることに市民が参画する権利を定めています。市長が旧市立図書館建物の取り扱いへの市民参画を認めないのは明らかに当該条例に違反しています。	旧市立図書館跡地については、令和5年3月31日をもって都市公園法第5条に基づく公園施設(旧市立図書館)の設置許可期限が満了しており、同法第10条に基づき、ただちに原状に回復しなければならない状況です。このような状況に対し、公園管理者である兵庫県からは、「撤去に向けた手続を進めている間は違法ではない」との考えを示されていましたが、この考えは旧市立図書館建物の撤去を前提にしたものであると認識しています。こうした中、本市は、兵庫県に対し、令和5年12月27日付で提出した「明石公園に設置・管理している公園施設(旧市立図書館)の撤去について」と題する文書において、新施設の整備と旧施設(旧市立図書館建物)の撤去を一体で実施する方針であることを示しました。 これに対し、兵庫県からは、本市との連携を密にしつつ、必要な協力・支援を実施する旨の方針が示されました。 これを受け、本市としましては、令和6年上半期中に旧市立図書館跡地の利活用計画を策定するにあたり、ワークショップやアンケート調査を実施して幅広く市民や公園利用者との対話を重ね、当該跡地の取扱いについて明石市市民参画条例に則った市民参画を進めているところです。 他方、旧市立図書館建物の取扱いについては、上記のとおり公園管理者である兵庫県による考えが示されていることから、明石市市民参画条例の定める市民参画が必要とされている状況ではなく、ご提案の「建物の取り扱いに関するアンケート調査」を実施しないことは同条例に違反するものではありません。よろしくご理解賜りますようお願いいたします。	プロジェクト推進室プロジェクト担当/078-918-5283
91	令和6年5月	総合窓口担当の教育について	あかし総合窓口にて市税の納税方法について窓口担当に尋ねた所、自分は納付受付なので他の窓口で聞いてくれと言われました。窓口のたらい回しは今に始まった訳では無いけど、難しい質問でも、無関係の質問でも無いのにたらい回しは頂けません。窓口担当には、自分の業務関連の最低限の教育を行って欲しいです。	この度は、市税納付に関しまして、関連のある内容であるにもかかわらず担当課をご案内し、お手を煩わせてしまい申し訳ございませんでした。 市税納付の受付につきましては、今回いただきましたご意見を真摯に受け止め、詳細内容によっては担当課をご案内する場合もございますが、不明な点は当方から担当課に連絡を取ってお客様に回答するなど、関連業務にかかるご質問にお答えできるよう、職場内にて情報共有し、より適切な対応を心がけるよう努めてまいります。 これからも市民の皆さまの立場に立った丁寧な対応ができますよう取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。	あかし総合窓口/078-918-5645
92	令和6年5月	明石市後援名義使用の申請について	先日、企画しているイベントの後援名義使用の申請を行いました。 兵庫県や他の市、団体はオンライン(メール)での受付に対し、明石市は郵送または持ち込み受付で費用もかかります。オンライン申請を導入するようご検討ください。	申請書及び添付書類をメールでも送付いただけるよう、受付方法を見直しました。 また、本市ホームページの後援名義使用承認申請のページに専用のメールアドレスを掲載いたしましたので、今後はそちらをご活用ください。	総務管理室総務課/078-918-5005

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
93	令和6年5月	非課税世帯	非課税世帯にも一律給付金をお願いしたいです。	現在、臨時特別給付金担当では「令和6年度 新たな非課税等世帯への給付金及び子育て世帯への加算給付」の給付準備を進めています。支給対象要件としては、下記の全ての要件を満たす世帯の世帯主が対象です。 ・令和6年6月3日時点で明石市の住民基本台帳に登録されている世帯 ・世帯全員が令和6年度住民税において定額減税前の所得割額がゼロである世帯(非課税世帯及び均等割のみ課税世帯) ・令和5年度の給付金の支給対象ではなかった世帯 ・「令和5年度の給付金の支給対象であった世帯主」が世帯内にいない ※住民税の申告がお済みでない方で、所得割課税相当(定額減税前)の収入がある方が世帯の中にいる場合は対象外です。 ※世帯の全員が、住民税が課税されている別世帯の親族等の扶養を受けている場合は対象外です。 ※扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。 詳しくは、臨時給付金担当HP https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/s_shien_sitsu/rinjitokubestukuyuhugigyou.html)をご確認ください。 (明石市臨時特別給付金担当) (お問い合わせ:明石市物価高騰対応支援給付金コールセンター 0570-078-123)	生活支援室臨時特別給付金担当
94	令和6年6月	明石市市民意見箱の改善	明石市市民意見箱は良い方針だと思います。年数で分けずに、項目別に表示していただけたら助かります。	現在、市に寄せられるご要望・ご提案及びこれらに対する市の回答につきましては、最新のご意見に対する回答を閲覧いただくため、月ごとにまとめて全件公表を行っております。直近月から月ごとの公表としておりますが、項目の分類がされていないことから閲覧しにくい部分もございます。直ちに改善することは難しい状況ですが、この度のご意見を参考に今後の検討課題といたします。 また、本来、ご質問は各課へ直接行っただくことを想定しております。市民提案箱は市政に関するご意見やご提案をいただくよう設置しており、すみわけのため分けて表示しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	市民相談室/078-918-5050

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
95	令和6年7月	現在の市政運営に関して	丸谷市長に代わられてから、泉前市長からの引き継ぎ政策はわかりますが、それ以外の政策が全くみえてきません。具体的に何をされているのか、あるいはされようとしているのか、市民にも見えるようにしていただきたいです。	本市のまちづくりの方針など各分野の取組等につきましては、「広報あかし」や「まるちゃんねる(明石市長動画チャンネル)」等を用いて、市民への情報発信を行っております。 また、今年度のまちづくりの基本方針を「対話と共創」と掲げ、予算についても、「SDGs未来安心予算・市民とつながり、共に創る、明石の未来」と題して編成しており、これまでの「こどもを核としたまちづくり」に加えて、「対話と共創のまちづくり」、「安全・安心のまちづくり」、「インクルーシブのまちづくり」、「豊かな自然を生かした循環型のまちづくり」、「賑わいのあるまちづくり」の6つの施策展開の柱を立てて、まちづくりを推進しています。 具体的な取組内容は、ホームページに公開していますので、そちらをご覧ください。 《広報あかし》 https://www.city.akashi.lg.jp/shise/koho/kohoakashi/index.html 《まるちゃんねる(明石市長動画チャンネル)》 https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/shichou_shitsu/maru_channel.html 《令和6年度当初予算案》 https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/seisaku_shitsu/shise/zaise/aramashi/happyoshiryo/r6yosanan.html	SDGs共創室企画・調整課/078-918-5010
96	令和6年8月	ファミサポの報告書について	昨年よりファミサポの提供会員をしております。 月末までサポートしているため、報告書の提出期限の2日までにセンターに行くのが難しく、今月から提出を郵送に変更しました。 ですが、投函になると最近の郵便事情では期限内に届かないため、メールで送ってほしいと連絡がありました。報告書は1枚ではありませんし、早く締め切られると期限内の提出は確実に無理です。他の市では、メールで提出完了のともあると伺いました。 システム変更するのは難しいかと思いますが、せめて期限を5日まで延ばしてほしいです。センターにお伝えしてみましたが、2日までにはメールで送ってほしいと言われ、なぜメールと紙面両方必要なのかがわかりません。事務作業に一手間あると、流石に続けて行く自信がありません。ご検討よろしくお願いいたします。	活動いただく上でご不便をお掛けして申し訳ございません。 援助活動報告書の提出期限の延長や提出方法につきましては、提供会員の皆さまの負担を少しでも軽減し、スムーズな活動が出来るよう、見直しを検討してまいります。 今後とも本事業の活動にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。	子育て支援室子育て支援課/078-918-5597

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
97	令和6年8月	フードバンクについて 質問	両親が認知症で、同じ商品を何度も購入します。 子ども食堂などで使っていただけると助かりますが、食品の受付基準がわかりません。基準がわかればスーパーに持って行きます。	明石市では、現在、フードバンク事業を実施しておりませんが、市内のスーパー等の民間事業者で実施されているフードバンク事業がございます。 一般的に受付可能な食品は、 ●未開封で1ヵ月以上賞味期限が残っているもの ●常温保存が可能なもの が基準となります。 (例)お米、パスタ、乾麺、缶詰、レトルト・インスタント食品、海苔、お茶漬け、ふりかけ、粉ミルク、お菓子、調味料(醤油、食用油など) 一般的に受付できない食品は、 ●賞味期限が1ヵ月を切っているもの ●開封されているもの ●生鮮食品・アルコール ●製造者または販売者の表示がないもの となっています。 市内でフードバンク事業を実施しているスーパー等の店舗については、下記の明石市ホームページから詳細をご確認ください。 【明石市HP】 https://www.city.akashi.lg.jp/kankyou/shigen_junkan_ka/kurashi/gomi/genryou_r/syokuhin-rosu/food-drive-coop.html それぞれの民間事業者で、常時受付を行っているところや、期間を決めて受付をしているところ等、対応が様々ですので、ご確認の上、お持ちいただくと幸いです。 どうぞよろしくお願い致します。	環境室資源循環課 /078-918-5794
98	令和6年9月	補助金申請	老朽化した電気温水器を交換したいのですが、補助金を受け取れたり、確定申告をして税金の控除ができるのでしょうか。	給湯機の交換については、国および明石市の補助金があります。国の補助金は、ヒートポンプ給湯機(エコキュート)、電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)、家庭用燃料電池(エネファーム)が対象です。詳細は、「給湯省エネ2024事業」ホームページをご確認ください。また、明石市の補助金は、家庭用燃料電池(エネファーム)のみ対象です。詳細は、「明石市家庭用脱炭素化設備導入支援補助金」ホームページをご確認ください。なお、市の補助金は、10月末が申請期限(先着順)となっています。ご不明な点がございましたら、環境創造課までお問合せください。 環境室環境創造課 税控除については、住まいの省エネ化を推進するリフォーム工事を行うと所得税控除を受けることができますが、条件としてすべての居室の窓すべてを断熱仕様にするのが必須となるため、電気給湯器(エコキュートなどの高効率給湯器)のみの設置では対象になりません。 市民相談室	環境室環境創造課 /078-918-5786 市民相談室/078-918-5050

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
99	令和6年10月	障害福祉課について	障害者手帳を保持しております。障害福祉関係で手続きする際は、市役所1Fの障害福祉課まで足を運びますが、明石駅から15分ほど歩かなければならず、神姫バスはあるものの本数は少なめです。私自身は不便は感じませんが、障害者のことを考えれば、明石駅前に移転してくればより便利になって喜ばれるかもしれません。無理なご要望で申し訳ございませんが、ご検討の程お願いします。	現在、当課に関する手続きは市役所本庁舎とパピオスあかし 6 階のあかし総合窓口で行っております。あかし総合窓口では一部の手続き(重度障害者医療受給者証の再交付、ゆずりあい駐車場申請など)は受付が可能となっております。一方で、明石市役所本庁舎でできない手続きにつきましても、郵送など足をお運びいただく必要がないようにできる限り対応をしているところです。併せて、ご自宅からも手続きができるよう電子申請の導入なども検討しているところです。 今後とも市民の方の手続き環境が益々便利になるよう思案してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	生活支援室障害福祉課 /078-918-1344
100	令和6年10月	西明石駅にベンチがほとんどない件	西明石駅から利用するバスが1時間に1本しかなく、かなり長時間待つこととなります。明石駅はベンチもたくさんあり、最近ではコンコースにも椅子が設置されました。西方面行きのバス停にはベンチが1つあるようですが、夏は暑くて無理です。中央のエスカレータのあたりにベンチを置いてもらえると助かります。	お問い合わせの西明石駅構内へのベンチの設置につきましては、JR西日本への要望となります。下記Webサイトの入力フォームまたサイト内掲載の電話番号へご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。 <JRお問い合わせフォーム> https://www.jr-odekake.net/info/info.html お問い合わせ、ご意見、ご要望の欄から入力	市民相談室/078-918-5050
101	令和6年10月	民生委員についての政策提案	民生委員は良識ある善意の方によりまかなわれていますが、運用をシステム化すべきと思います。例えば、公務員は、退職・辞職後、2年間民生委員として社会に奉仕して初めて退職金を受け取りできる、その間当然、再就職できないなどです。	お問い合わせいただきました民生委員の提案についてですが、民生委員制度は民生委員法に基づき、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する方のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある方が推薦されています。 その中には、元公務員(国、県、市職員、教職員など)の方もおられます。明石市においても、明石市職員の退職者会等を通じて勧誘活動などを行い、複数の元市職員が、お住いの地域で民生委員として活動しております。現在、国において選任要件に関する検討が行われており、市としても、国の動向を確認しながら、民生委員のなり手不足の解消に取り組んでまいります。 ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	地域共生社会室地域福祉担当/078-918-5168
102	令和6年10月	警備員の対応について	大蔵海岸パーベキュー北側で男性が泡を流しながら意識を無くして倒れていました。警備員に声かけするよう連絡したところ、ゆっくりと面倒そうに歩いて様子を見て、また自分の立っていた砂場辺りに戻りました。倒れて意識がない人がいるなら、管理事務所や救急に連絡とকাশないのですか。	ご指摘の内容につきまして事実確認を行いました。 10月14日(月)16時頃、警備員が通行人の男性から倒れている男性がいるから確認してくれないかと声をかけられ、警備員が倒れていた男性に声をかけたところ、「大丈夫です」と返事がしっかりあったので大丈夫だと判断し、巡回場所に戻ったと報告を受けました。また17時半頃の巡回時にも、警備員が倒れていた男性が動いている様子を確認しており、最終的には管理事務所の職員とパーベキューのスタッフにも当案件について話を引き継いでおります。 今後につきましても、安全に安心して公園を利用いただけるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
103	令和6年10月	不在者投票のオンライン請求	他の自治体では、不在者投票用紙のオンライン請求に対応しているところが増えてきました。郵便料金も高くなり、また郵送にかかる日数も以前と比べて長くなっています。不在者投票は日程がタイトになることが多く、簡易書留の投票用紙の受取にも時間がかかるため、請求手続きを迅速に行えるよう期待しています。明石市でも、マイナンバーカードを用いたオンライン請求に対応していただけないでしょうか。	明石市では不在者投票の請求を郵送等で行っていますが、ご指摘のとおり、既にいくつかの自治体ではオンラインによる請求を行っているところがあります。 オンライン請求にあたっては、マイナンバーカードの読み取りによる自動入力が必要となるため、マイナンバーカード、券面事項入力補助用暗証番号(4桁)、署名用電子証明書暗証番号(6～16桁)、専用のアプリなどを用意する必要があります。 実施することができれば、郵便料金が不要になるだけでなく、郵便にかかる日数の短縮にもつながると考えています。本市としましては、市民サービスの向上に向けて、実際に行っている自治体の意見などを踏まえ、導入に係る経費や費用対効果を十分に検討してまいりたいと考えています。ご理解のほどよろしくお願いいたします。	選挙管理委員会事務局 /078-918-5062
104	令和6年10月	国政選挙の期日前投票用紙の郵送の遅れについて	期日前投票用紙が18日の時点でまだ届いていない。行政は急に選挙が決まったからとの言い訳をしてはならない。本当に投票率を上げる気があるのか。告示の日には投票用紙が届くべきだ。明石市ではなく、兵庫県に責任があるのなら抗議してほしい。有権者は3か月前にはその選挙区に転入していないと投票できないという規制を受け入れている。行政だけが規制もなく許されるというのは論外だ。今のままでは特に職を持つ若者の投票率は上がりようがないため、至急に対応すべきだ。	期日前投票用紙についてご意見をいただいておりますが、投票所入場券についてのご質問であると仮定して回答させていただきます。 10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査については、10月15日が公示日となっています。投票所入場券につきましては、公示日以後できるだけ速やかに交付するように努めなければならないことが公職選挙法施行令第31条に定められています。 このたびの選挙においては、10月16日に市内郵便局2カ所(明石郵便局及び明石西郵便局)へ差し出しており、順次、郵便局により配達がなされています。 なお、期日前投票所では、期日前投票に必要な宣誓書を設置しており、投票所入場券が届いていない場合でも宣誓書に住所、氏名、生年月日を記載していただき、受付で選挙人名簿と対照し、本人であることが確認できれば投票はできます。 ご不便をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	選挙管理委員会事務局 /078-918-5062
105	令和6年10月	選挙カーについて	選挙カーが走り回っていますが、音量が大きく寝ている子供が起きてしまいます。選挙活動の趣旨は理解しますが、もう少し音を小さくしてもらいうよう要請できませんか。	こどもの寝かしつけが大変さなか、選挙運動用自動車(選挙カー)のマイクの音量についてご心労お察いたします。 日常生活を脅かすような拡声機の使用については、兵庫県で定めている拡声機による暴騒音の規制に関する条例により、規制が行われています。しかしながら、本条例第2条第1項では公職選挙法で認められた選挙運動等については、適用しない旨が定められているところがございます。そのため、候補者が、拡声機を使って選挙運動用自動車から名前を連呼したり、街頭で演説したりすることは、音量に関する規制は特になく、午前8時から午後8時まで行うことができます。したがって、選挙管理委員会としては候補者に拡声機の音量に関して要請することが困難となっています。 マイク音量の騒音に対するご意見がある一方で、有権者の皆様にとっても候補者やその政見を知る機会でもありますのでご理解いただきますようお願いいたします。	選挙管理委員会事務局 /078-918-5062

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
106	令和6年10月	朝霧駅における一部時間帯完全無人化について	明石市内のJR駅では、2022年ごろから出札窓口の閉鎖、改札窓口一部時間帯閉鎖化など駅の営業体制が縮小されてきたところであるが、特に朝霧駅では昼間の時間帯に係員を事務室に配置することすらせず、完全に無人化しているようである。 朝霧駅周辺エリアは、明舞団地をはじめとした住宅が立ち並び、1日の利用者が2万人を超える大変利用者の多い駅であるほか、大蔵海岸の最寄駅である。異常時のことを考えると、規模の大きい駅に完全無人の時間帯があるというのは駅利用者としては大変不安である。このことについて、市はどのように考えているのか。市として、少なくとも常時事務室に係員を置くよう、事業者にとって欲しい。	お問合せを頂きました内容について、西日本旅客鉄道株式会社に確認しましたところ、次のとおり回答がございました。 〈西日本旅客鉄道株式会社〉 駅係員の配置時間帯につきましては、お客様のご利用状況などを総合的に勘案して決定しております。 なお、これまでもプレス発表等でお知らせいたしましたとおり、弊社といたしましては、昨今の少子高齢化による人材確保難などの経営環境の変化に鑑みて、運行状況情報の検索やIC乗車・ネット予約等できつぷを購入いただく「セルフ化」、改札口等の「遠隔システムコールセンター」や「お客様センター」などの業務の「集約化」を図っていくことで、今後も持続可能な鉄道を目指してまいります。お客様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。 以上が西日本旅客鉄道株式会社からの回答でございます。 本市としましては、日々市民の方から寄せられるご意見等について随時交通事業者と共有を図り、今後も公共交通の利便性向上や利用促進について事業者と共に検討してまいります。ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037
107	令和6年11月	市役所駐車場インボイス対応領収書について	市役所の駐車場精算機より発行される領収書は、インボイス対応にする予定はないのでしょうか。	現在、明石市で市役所新庁舎を立て替える計画が進んでおり、明石市役所駐車場については近々取り壊す予定があります。(当初予定では令和7年4月取壊し予定) インボイス対応の領収書を発行するためには、精算機の設定変更を行う必要がありますが、そのためには数十万円程度の費用プラス5万円/月の使用料が発生します。 以上のことから、現駐車場精算機でインボイス対応の領収書を発行する予定はございません。ご迷惑をおかけしますがよろしくお願いします。	財務室管財担当/078-918-5008
108	令和6年11月	たこバスの運転手の対応	座席の真ん中にお客様が嘔吐され、チラシが置いてありました。降りられる女性がお忘れ物と勘違いしてそのチラシを運転手さんに渡そうとしたが、運転手の対応は酷いもので、お客さんを睨みつけ怒りました。お客さんは知らずに親切心でチラシを渡そうとしたのに、もう少しまともな言い方は出来ないのでしょうか。 この件だけではなく、満員でおばあさんが立っていて危ないから誰かが席を譲ったらマイクで怒鳴り、注意の域を超えています。動いてるバスだから危ないのは承知ですが、立っている方が危ないと判断したから代わったのです。もちろんちゃんとした運転手さんもいらっしゃいますが、こんな酷い運転手が安全に仕事をこなせてるとは思えません。お年寄りが多く無料で利用する人が多いバスだからこそ、丁寧に対応してほしいです。	お問い合わせいただいた件につきまして、運行事業者である神姫バスへドライブレコーダーなどで状況の確認を依頼したところ、以下のとおり回答がありました。 (神姫バス) 座席に置いていたチラシの件についてドライブレコーダーで確認したところ、「置いておいてもらえませんか」と伝えており、指摘のような強い口調は確認できませんでした。 また、走行中に席を譲る際の注意については、強い口調での注意により、ご不快な思いをおかけし申し訳ございません。しかし、バスが動いている中で席をお立ちになる行為は、その瞬間に急ブレーキを踏むようなことがあれば転倒する恐れがあり、大変危険な状況であります。車内事故の発生を防ぐために、席を譲る場合はバスの停車時をお願いいたします。 (以上) 明石市としましても、Tacoバスをご利用いただくすべての方々が気持ちよくご利用いただけるよう、運行事業者と連携を図りながら取り組んでまいりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
109	令和6年11月	保育所見学の際の個人情報取り扱いについて	保育園の見学の際、個人情報の取り扱いに問題があるのではと感じる園がありました。 1 受付にて、前日までの見学者の欄について特に隠したりしていないので、直近の見学者の情報が全て丸見えの状態であった。 2 見学した際に実際の園児のノートを提示してきたので、氏名やプライバシーの内容が見えてしまった。 DV被害者の方を含め、悪用されるのに不安を覚えておられる方も多いのではないのでしょうか。指導や注意喚起を行っていただけたらと思います。	個人情報の取り扱いにつきましては、このたびすべての認可保育施設に対し、見学の方に他の方の個人情報が目に入らないよう十分留意していただく旨の通知を改めて行ったところです。 今後も安心して保育施設をご利用いただけるよう、施設との連携を図ってまいります。よろしくお願いいたします。	こども育成室運営担当 /078-918-5149
110	令和6年11月	大久保南小学校の校歌について	ニュースで谷川俊太郎先生がお亡くなりになったと報じられておりました。そこで話題になったのが、大久保南小学校の校歌は谷川俊太郎先生が作られたという話でした。 ところがネットで調べたところ、大久保南小学校の校歌は谷川俊太郎先生にはなっていませんでした。これについて、私の勘違いで他の学校であったのか、あるいは大久保南小学校の校歌が後に変更になったのか疑問に思いました。回答よろしくお願いします。	ご質問いただいたことにつきまして、大久保南小学校長に確認いたしましたので、その内容をお伝えいたします。 ・第1回の卒業アルバムを確認したところ、校歌の作詩は、関根栄一さん、作曲は湯山昭さんが手がけられたものであり、開校当時から変更されておりました。 ・谷川俊太郎さんとのご縁は、平成12年の兵庫県国語研究会中央大会が大久保南小学校で開催された際に、講演会のかわりに当時の校長と谷川俊太郎さんが対談されたところにございます。また、その際にいただいた色紙は、今も校長室に飾っております。 大久保南小学校と谷川俊太郎さんとのご縁はあるものの、校歌の作詞・作曲にはかかわっておられないようです。 今後とも、本市の教育活動にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。	学校教育課/078-918-5055
111	令和6年12月	土山駅自転車置き場について	土山駅自転車置場から自転車が勢いよく飛び出してきて危険極まりないです。管理の方が注意するとか、警察官を配置するとか、何とかならないでしょうか。	土山駅東自転車駐車を管理運営する公益財団法人自転車駐車場整備センターに連絡をしましたところ、同センターから、自転車、原動機付自転車が自転車駐車場から車道にスピードを出して飛び出すようなことがあれば、歩行者に危険を及ぼす恐れがあるため、場内では自転車等の「押し歩き」を行うように促す横断幕等を掲出するとともに、管理員が飛び出し注意の声掛けを行うなど、今後も利用者への啓発に努めますとの回答がありました。 これら自転車等に交通違反がございましたら、その取締りにつきましては、警察の所管となりますので、曜日・時間等の分かる範囲での情報を、付近の交番や明石警察署へのご連絡をお願いします。 今後も市民の皆さまが安心して安全な生活が送れますように、交通マナーの意識向上にも取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室交通安全課 /078-918-5036

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
112	令和6年12月	南会議室棟二階の活用について	市役所の南会議室棟の二階には職員食堂が営業していましたが、既に数か月間休業状態になっており、このままでは市民の財産が無駄になってしまいます。現在、新たな事業者を募集していて、職員食堂の形態ではなく、弁当やパン販売の事業者にまで、範囲を広げています。そして、現在の職員食堂は、午前11時から午後2時までの3時間に限り、フリールームとして開放し、職員及び市民が持参した昼食の場所として利用していますが、実にもったいない利用形態です。 そこで、フリールームの形態は継続させたとしても、土日及び休日には、市民に開放することを提案します。市民は、スペースが不足するウィズあかしのフリールームの補完スペースとして利用することが可能になります。フリールームには、飲物だけでなく、軽食の自動販売機を設置すれば、利用者は長時間滞在することができます。この自動販売機は、平日に職員の利用が見込まれます。	1 土日祝日をフリールームとして市民に開放する ⇒現在、市役所食堂の新規募集を行っており、その結果を踏まえて今後の利用方法について検討していきたいと考えます。フリールームについてはご意見として承ります。 2 ケーキ・パン等の自動販売機の設置について ⇒現在、市役所食堂の新規募集を行っており、運営予定者が食堂内に飲物だけでなく、ケーキ・パン等の自動販売機を設置したいとの申し出があれば、市として設置の可否について検討していきたいと考えます。	財務室管財担当/078-918-5008
113	令和6年12月	新ごみ処理施設建設の財源等にかかる情報提供について	財政白書(素案)には、新ごみ処理施設の建設費用として420億円、うち借金額が254億円と掲載されており、借金の返済額は最大14億円/年となっています。額から推定すると借金の返済期間は20年のようで、費用420億円から借金254億円を差し引くと166億円になります。この166億円は非常に多額ですが、この166億円の中には、国の交付金等が含まれているものと思います。ただ、新ごみ処理施設建設が国の交付金対象事業であるかどうかの説明を、これまで、眼にしたことも、聞いたこともありません。市民は、166億円の費用を市の窮屈な財源で支払うことを危惧しています。 さらに、市民は、借金254億円に対する地方交付税による補てん額がどれぐらいの額になるのかが分かりません。分かれば少しは安心できます。 また、財源白書(素案)には、新ごみ処理施設の建設費用は420億円と掲載されていますが、市行政は、新ごみ処理施設建設の費用の財源の額と内訳について、市民に対して説明する責任があると思います。今後、当該財源の額と内訳について変更が生じることは予想されますが、そうであっても適宜に、これらに関する最新の情報を広報あかしで市民に伝えるべきです。	新ごみ処理施設建設費につきまして、事業費総額420億円から市債254億円を控除した額の財源内訳は、国庫補助金及び一般廃棄物処理施設整備基金となっています。 金額としましては、国庫補助金で120億円、一般廃棄物処理施設整備基金で46億円程度を賄えるよう計画的に積立を行っています。 市債は、254億円の元金及び利息の合計に対して、国庫補助対象事業として借り入れた市債で50%、市単独事業で30%の地方交付税措置があり150億円程度と見込んでいます。 新ごみ処理施設の整備費用は、近年の物価高騰や労務単価の上昇等により、今後も変動することが想定されるとともに、財政運営に影響のある大規模事業であることから、令和7年4月の公告までに、市議会への報告や財政白書などを通じて、市民の皆さまへの公表を予定しております。	財務室財務担当/078-918-5011
114	令和6年12月	小学校指導書購入にかかる議決について	小学校教師用の指導書の購入について、尼崎市では必要な議決を得ずに購入していたとの記事を見ました。全国の自治体で同様の事例が多発しているようですが、議決が漏れていることはありませんか。	小学校教師用の指導書につきまして、議決を要する額を超えているにもかかわらず、議決が漏れている案件が判明いたしました。 本市としては今回の事案を非常に重く受けとめ、全国的にも複数の考え方がある「議決を要する額」について、他自治体に調査を行うとともに、弁護士職員とも協議を重ね、市の考え方を整理しました。この考えに基づき調査を行い、調査結果について議会へ報告したところです。現在、議決手続きも進めております。 今後、議決対象案件については適切に事務処理を行い、再発防止を徹底してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。 この度は、回答にかなりの時間を要してしまいましたことを深くお詫び申し上げます。	教育企画室学校管理担当/078-918-5197

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
115	令和7年1月	婚活支援について	明石市は子育て支援に税金を使っていますが、婚活には全くお金を使いません。お隣の加古川市は、市主催の婚活パーティや、ひょうご出会いサポートセンターへの婚活支援補助金があるのを見ても見劣りします。どうにかありませんか。	明石市では、こどもを核としたまちづくりの取組として子育て支援施策を充実させておりますが、現在のところ婚活支援施策を実施する予定はございません。 なお、兵庫県が運営する「ひょうご出会いサポートセンター」においては、独身男女の出会いの場や情報を提供する事業を行っているところです。 何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。	市民協働推進室インクルーシブ推進課/078-918-6037
116	令和7年1月	ドッグラン設営について	犬を毎朝夕散歩していますが、明石にドッグランがあればもっと自由に運動ができるのと思います。 ・犬のメリット 運動不足解消、ストレス解消、社会性の向上、嗅覚や聴覚の刺激 ・飼い主のメリット 愛犬の様子を観察、他の飼い主さんとの交流・愛犬との絆を深める、しつけの機会を得られるなど。 他の犬とのトラブルや病気の感染など注意点はありますが、マナーを守り周りの人に迷惑をかけないようにすれば、ドッグランは犬にとっても飼い主にとってもメリットがたくさんあると思います。是非ご検討をお願いします。	過去にも、ドッグランをあかし動物センターに併設してはどうかのご意見はありましたが、適正な運営を行うためには、感染症対策としての狂犬病の予防接種や、混合ワクチンの確認も行う必要があり、管理人の常駐や監視も欠かせません。さらに、広いスペースの整備と、設置費用や人件費などの維持管理費を合わせて、毎年数百万円の費用がかかることになると予想されており、現在、ドッグランの設置につきましては、検討しておりません。 ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	環境室あかし動物センター/078-918-5797
117	令和7年1月	神戸市への編入について	明石市を神戸市に編入合併して、住所表示も神戸市明石区にできませんか。最大の理由としては、編入合併されるとJRの神戸市内の駅が魚住まで拡大され、JRの遠距離乗車券が大変便利になります。 多くの人は明石も神戸市だと思っている人が多く、これは明石市が神戸市と隣接しているため明石も神戸市だと思っているのか、兵庫県の県庁所在都市が神戸市であり、そのため神戸というのが都道府県名と間違っ覚えていてのかどちらかであることは確かです。	明石市を神戸市に編入合併することにより、JR乗車券についての利便性の向上を図るとのご提案についてでございますが、明石市では、2023年(令和5年)4月1日付けで明石市立地適正化計画を公表し、誰もが安心・安全に暮らせ、持続可能でコンパクトなまちづくりの推進に取り組んでいます。本市は、大部分が市街化区域となっており、良好な居住地が形成され、公共交通ネットワークも充実しています。本計画では、明石の「強み」をいかし、今後も、誰もが移動しやすい公共交通ネットワークを維持していくことにより、JR・山陽明石駅周辺を中心拠点として都市機能誘導区域を設定し、明石駅周辺の特性や役割を踏まえ、本市の玄関口としてのさらなるにぎわいの創出を図ることや、地域の中心となる駅周辺を主要地域拠点として都市機能誘導区域を設定し、地域の特性を踏まえ、各地域拠点が連携し、生活利便性の向上やにぎわいの創出を図っていく取組を進めているところでございます。このようなことから、貴方様からのご提案であります、神戸市への編入合併については、現時点におきましては、検討する予定はございません。 今後も、明石の「強み」となる地域特性を踏まえるなど、明石の良さを十分にいかすとともに、明石の魅力をより高める「明石らしい」取組を推進し、将来にわたる地域活力の維持・向上を目指していきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	プロジェクト推進室/078-918-5283

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
118	令和7年1月	まるちゃんポストと市民提案箱について	まるちゃんポストと市民提案箱を一元化して、市民提案箱に統合できませんか。まるちゃんポストに投書しても個別回答がないため、あっても無意味なのではないかと思います。他の都市では個別回答も可能な意見箱を設置しておりますので、明石市もそれに合わせたらいいと思います。	「市民提案箱」は市政に関するご意見・ご提案について、市民のニーズを的確に把握し、市政への反映に努めるため、市民の皆さまの声を広くお聴きするもので、ご意見・ご提案の内容を所管する担当課へ情報提供及び照会を行い、ご希望に応じて回答いたします。 「まるちゃんポスト」は市へのご意見やご提案、気づいたことを、市長へのお手紙としてお寄せいただくもので、気軽に自由に思うことをお寄せいただき、その幅広い市民の声に市長自身が直接触れることで、今後の施策の参考とすることを目的に設置していることから、いただいたすべてのお声に対して個別に回答はしないものとしております。 市に対するご意見・ご提案をお寄せいただく仕組みとしては同じものですが、このようにすみわけを行い運用しておりますので、現時点において統合する予定はございません。	市民相談室/078-918-5050
119	令和7年1月	期日前投票について	期日前投票は、市役所本庁舎の他、市内各市民センターにおいて、公示、告示日の翌日から投票日前日まで毎日投票できますが、パピオスなどでは投票できる日に制限があるため大変不便です。場所によってやり方が異なれば、期日前投票に来られる方に誤解、混乱が生じやすいと思います。できれば、今年7月の参院選からパピオスなどでも、毎回、公示、告示日の翌日から投票日前日まで連日期日前投票ができるようにしていただきたいです。	選挙管理委員会におきましては、投票率向上に向けて、啓発活動とともに、投票所の充実による投票しやすい環境の整備に取り組んできたところでございます。 ご指摘の期日前の投票所につきましては、明石市役所本庁舎、大久保市民センター、魚住市民センター、二見市民センターのほかに、パピオス明石、イオン明石、イトーヨーカドー明石、計7か所に設置をしております。 期日前投票所の開設期間につきましては、限られた財源、人員体制の制約などを十分に踏まえ、実施に係る経費や費用対効果を十分に検討してまいりたいと考えています。ご理解のほどよろしくお願いいたします。	選挙管理委員会事務局/078-918-5062
120	令和7年1月	明石市民会館・西部市民会館の民営化について	明石市民会館と西部市民会館を民営化できませんか。 明石市民会館はアワーズホールという愛称がありますが、これを正式名とし、西部市民会館については明石魚住ホールという名称にしたいです。	明石市民会館、西部市民会館を民営化できないかとのご意見についてですが、これらの文化施設につきましては、指定管理者制度を導入しており、施設の管理運営を民間事業者が担うことで、民間事業者が有する専門性やノウハウを活用し、市民サービスの向上等を図っているところです。 市民会館や西部市民会館は長きに渡り多くの市民にご利用いただいている施設ですので、今後も市民の皆様のご意見をお聞きしながら、より一層市民に親しまれる施設にしていきたいと考えております。	文化・スポーツ室文化・国際交流担当/078-918-5607
121	令和7年1月	提案箱への写真貼付	市民提案箱に文章のみで提案するより、写真を貼付すれば一目瞭然のこともあります。写真貼付が可能なフォームにするか、市民提案箱の電子メールアドレスを表記していただけるとありがたいです。 また、市民提案箱と担当部署への提案・質問は同じような扱いになるのでしょうか。担当部署が判らない場合は、市民提案箱に質問しても問題ないでしょうか。	市民提案箱への写真添付につきましては、現在のシステム上、申し訳ございませんが対応することができません。ご意見をもとに今後システムの改修を行う際には検討させていただきます。 市民提案箱と担当部署への提案・質問につきましては、基本的な取り扱いに変わりはございませんが、市民提案箱へお寄せいただきました提案等につきましては、市ホームページで公表しております。 また、担当部署がわからない場合の提案・質問につきましては、市民提案箱をご利用いただいて問題ありませんが、直接、担当課へ申し出を行いたい場合は、市民相談室までご連絡いただけましたら、担当課をお調べいたします。	市民相談室/078-918-5050

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
122	令和7年1月	ホームページ管理の不備について	ホームページのリンク切れ修正が遅いと何度言っても、順次(即時ではなく)修正していますと返答されます。しかしそんな次元ではないほどリンク切れ修正が遅いです。	平素より、当市の広報活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。この度はご不便をおかけし、申し訳ございませんでした。ご指摘をいただいた箇所について、ホームページを修正しております。修正までお時間がかかってしまい、大変申し訳ございません。	広報プロモーション室広報課/078-918-5001
123	令和7年1月	物価高騰対策	明石市は子育て支援のおかげで、周りにも多子世帯が多い印象です。ですが最近の物価高騰で食料品がとにかく高く、育ち盛りの子供達に満足に食べさせてあげたくてもかなり厳しい状況です。大阪のようにお米券などの配布の検討や、明石市独自で児童手当を高校生世代へ5000円給付を再開していただけたら、1番お金のかかる時なので助かります。	「明石市独自の高校生世代への児童手当」につきましては、コロナ禍や物価高騰などの影響を受けている子育て世帯のうち、特に公的な支援が少なくなる高校生世代のこどもへの支援が急務であったことから、国の児童手当が拡充されるまでの期限付きで先行して実施しておりました。このたび、令和6年10月分から、国の児童手当が拡充(高校生世代まで拡大、第3子以降の支給額の増額、所得制限撤廃)されたことに伴い、事業を終了しております。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。	子育て支援室児童福祉課/078-918-5027
124	令和7年1月	保育園爆破予告について	兵庫県内の保育園を狙った爆破予告がありましたが、こどもを預けている園からは何の連絡もありませんでした。また、警備を手厚くするなどの対策もなく、警察からの指導もなかったと聞いています。いたずら目的での爆破予告がほとんどだと思いますが、爆破予告がきているのに何も対策しないのはどうなのでしょう。兵庫県は県内の保育園団体に連絡しているので、次回から明石市の保育園でも保護者に連絡し、対策を講じてもらいたいです。	お問い合わせの放火予告の件につきましては、兵庫県から情報提供がありましたので、市内保育施設に対し、不審者や不審物の発見時には直ちに警察署へ通報するよう注意喚起を行うとともに、市の委託により市内保育施設を巡回で警備する事業者へも情報共有を行いました。なお、具体的な地域が特定されておらず、過去の事例を踏まえても信ぴょう性も低いことから保護者様に過度な不安や心配を与えないためにも保護者様へのお知らせについては、各施設の判断で行っていただいたところです。今後も、お子様の安全を第一に、保護者様が安心してお子様を保育施設に預けることができるよう取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	こども育成室運営担当/078-918-5149
125	令和7年2月	ファミサポ活動報告書について	前回、ファミサポの活動報告書について締切日をもう少し延ばして欲しいという意見を出させていただきました。3月から締切日が変わりとても助かっていますが、できれば提出方法を、郵送と持参のみではなく、メールやFAX送信ができるようにしてもらいたいです。送信が可能になれば、家や出先からでも締切日まで間に間に合わせるができますし、郵送料の負担が両会員ともに減ると思います。どうかご検討をお願いします。	活動報告書の提出方法につきましては、オンライン等での運用を取り入れている自治体も多い現状を踏まえ、依頼会員・提供会員の皆さまの負担を少しでも軽減し、よりスムーズな活動が出来るよう、現在、見直しの検討を進めているところでございます。引き続きご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。	子育て支援室子育て支援課/078-918-5597
126	令和7年2月	丸谷市長殿(親展)明石リサイクルプラザについて	明石市民は、中核都市になるまでは播磨町リサイクルプラザを利用できましたが、中核都市になってからは利用できません。娘が里帰りしてチャイルドシートを利用する時は、明石警察の貸出しは明石市民限定で貸してもらえないため、播磨町リサイクルプラザから借りていました。不要になった子ども用品は、もったいないが廃棄するか、リサイクルショップにただ同然、あるいはただで引き取ってもらい、必要な方は高い費用で買い求めています。明石市は子どもを大切に自治体です。ぜひとも播磨町のようなリサイクルプラザの明石版をおつくりいただきますよう、早急に改善願います。	明石市のリユース品については、リサイクル家具の展示・リユースが中心で、粗大ごみの中から使用できそうなものを再生し、市民の皆様に有料で提供する事業のみを実施しています。チャイルドシートのリユースについては、製品の機能や品質を担保できないことから、リユース品の提供は行っておりません。申し訳ございませんが、ご理解いただけますようお願いいたします。	環境室資源循環課/078-918-5794

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
127	令和7年2月	市役所のゴミの捨て方	西庁舎一階のゴミ入れに、水色の長方形のゴミ箱が複数廃棄されていました。どれも古くなく、また損傷もなく、まだ使用できるものでした。このゴミ箱は税金をもとに購入したものです。であれば、このような破損も汚れもない再利用できるものを複数廃棄するのはなぜですか。市役所全体で再利用できる旨を周知し、ゴミ箱を利活用できたのではないのでしょうか。市役所は、使わなくなったものは、使える状態だとしてもすぐに捨てるようなルール、規則なのでしょう。市民から預かった税金で購入したのであれば、最後まで使うべきではないか捨てた経緯の説明を求めます。	資産税課では、課内に設置しているゴミ箱について、使用後20年以上を経過し、劣化や汚濁がひどくなっているものについて処分を行いました。通常、本市では、課内で使用する物品が不要となった場合、その物品の活用を希望する部署の有無を確認しているところですが、今回は、長期間に渡りゴミ箱として使用してきた物品であるため、衛生上の観点からそうした確認は行わずに廃棄することといたしました。今後も、経費削減や資源保護に努め、物品を長年に渡り丁寧に扱うことを心掛けてまいります。ご理解賜りますようお願いいたします。	税務室資産税課/078-918-5238
128	令和7年2月	建設工事の入札公告について	明石市では、「下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上となる場合には、特定建設業の許可及び専任の監理技術者を要するとされています。建設業法施行令が改正され、当該項目の金額が引き上げられて、2月1日から施行されたと思いますが、従来どおりの基準(改正施行令よりも厳しい基準)ということでしょうか。	ご質問につきまして、今年度の基準の変更はございません。ご理解のほどよろしくお願いします。	財務室契約担当/078-918-5012
129	令和7年2月	2025年予算案について	本新聞掲載記事の内容についてご教示をお願いします。 1)脱炭素社会実現に向けた取り組み→2億3600万 具体的にはどういう事でしょうか。 2)天文科学館の改修する→5億9170万 2024年その前から見ていましたが、突然に予算化されたようで納得できません。 3)対話と共創のまちづくり推進1018万→全く意図理解出来ません。対象は誰でしょうか。職員の休日出勤の給金ですか。	新年度予算については、「新年度の主な取組」にまとめておりますので、そちらをご覧ください。 https://www.city.akashi.lg.jp/documents/35558/r7yosansiryo2.pdf なお、当該事業費には職員の給与は含まれておりません。	SDGs共創室企画・調整課/078-918-5010
130	令和7年2月	時計の設置	友人が訪問した際、「明石は時のまちなのに、駅前を含めて時計が無いなあ」と言われ、確かに駅前には小ぶりの時計はあっても、街中には全く設置されていないことに気が付きました。単に時計を設置するのではなく、数は少なくともモニュメント的なデザインのものがあればと思います。「時のまちではなく、子午線が通っているだけのまち」と言われたくないですね。	明石市は「時のまち」として知られ、明石市立天文科学館には大きな時計塔が設置されており、時の象徴として市民の皆様に親しまれています。また、市内各所には子午線標識や、多くの日時計も設置されており、日本標準時の基準となる東経135度の子午線を感じさせることができます。ご指摘のように、駅前や街中での時計の設置については現在のところ限定的ですが、今後、「時のまち明石」としての魅力をさらに発信し、より多くの方々に認識していただけるよう発信を研究してまいります。今後とも貴重なご意見をお寄せいただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。	広報プロモーション室天文科学館/078-919-5000

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
131	令和7年3月	口座振替に使用可能な金融機関について	市県民税、医療保険料(国民健康保険料・後期高齢者医療保険料)、介護保険料の支払い(口座振替)に、「SBI新生銀行」を使えるようにして頂けないでしょうか。 神戸市から転入してきましたが、神戸市ではSBI新生銀行が口座振替に使用できたのですが、明石市ではできず、市県民税・国民健康保険料の支払いのためだけにわざわざゆうちょ銀行の口座を開設し、都度SBI新生銀行からゆうちょ銀行に振込むことになり、非常に面倒です。神戸市から明石市への転入者は多いと思いますので、せめて神戸市で口座振替に登録できる金融機関は明石市でも登録可能として頂ければ、転入者の利便性向上に繋がります。ご検討宜しくお願い致します。	口座振替や納付書による納付を行うためには、当該金融機関について、法の規定に基づいた収納代理金融機関の指定が必要となります。 この収納代理金融機関については、本市では市内または市境界付近に実店舗を持つ金融機関を指定しているところですが、その理由としましては、収納代理金融機関に指定するためには、本市の指定金融機関である三井住友銀行と当該金融機関との契約を要するとともに、本市としまでも定期的に検査を行わなくてはならないため、市内及びその近郊に実店舗のある利用頻度が高い金融機関に限らせて頂いているところです。 このたびご要望のSBI新生銀行につきましては、明石市内または市境界付近に実店舗がないため、残念ながらこの収納代理金融機関に指定をしておらず、口座振替は行えない状況です。ご希望に添えず申し訳ありません。昨今のインターネットバンクの普及等により、金融機関の形は大きく変わってきているところです。 そのため、今後、この収納代理金融機関の在り方については変化が生じてくるものと考えられます。 本市としまでも随時検討を行ってまいりますので、ご理解をいただきますようお願い致します。	会計室/078-918-5053
132	令和7年3月	市民会館(アワーズホール)のイベント情報について	広報あかしに、市民会館のイベント情報を全て記載して下さい。また、チケットの売場を明石駅前のあかし総合窓口にもお願いします。	市民会館のイベント情報ですが、広報あかし毎月1日号で「市民会館チケット案内」のコーナーを設けて、市民会館が主催する主なイベントを掲載しています。 紙面のスペースには限りがありますので、市民会館で開催されるすべての催しを掲載することは困難です。ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。広報プロモーション室広報課 広報あかしは紙面が限られているため、毎月1日発行分に市民会館等で開催する主だったイベントの概要のみを掲載しております。 イベント情報につきましては、指定管理者が毎月発行しております明石市民会館イベントガイド「しおさい」にてご確認下さいますようお願い致します。 なお、「しおさい」につきましては、市役所やあかし総合窓口など、公共施設等に配架を依頼しております。 また、明石市民会館のホームページ(https://akashi.hall-info.jp/)においても、「しおさい」、イベント情報、イベントカレンダーを掲載しておりますので、合わせてご利用下さい。 明石市立市民会館につきましては、現在、民間の事業体が指定管理者として管理運営を行っており、チケット販売につきましては、市民会館の窓口で直接ご購入いただくほか、お電話やインターネットでの予約・購入が可能です。チケットの受け取りは、コンビニエンスストアや郵送でも承っております。詳しくは、明石市立市民会館(電話:078-912-1234)にお問い合わせください。 文化・スポーツ室文化・国際交流担当	広報プロモーション室広報課/078-918-5001 文化・スポーツ室文化・国際交流担当/078-918-5607

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
133	令和7年3月	リフォーム助成金	中古マンションを購入して、窓のリフォーム工事をするのですが、リフォーム業者は市の認定業者ではないとダメなのでしょうか。	明石市住宅リフォーム助成事業についてご説明します。 窓リフォーム工事は助成対象工事であり、また、対象業者の認定制度はありません。 しかしながら、明石市内に主たる事業所を有する施工業者が行う工事であることを補助の要件としております。 そのため、市外の事業者が行う工事は明石市住宅リフォーム助成の対象外ですのでご了承ください。 その他の要件等につきましては、市HPをご確認ください。 https://www.city.akashi.lg.jp/sangyou/sangyou_ka/top/rifomu.html	産業振興室商工政策課/078-918-5098
134	令和7年3月	119番通報について	先日通報した際、正確な住所が解らず、だいたいの場所と目標となりそうな建物を伝えたのですが、司令所の方からは、〇〇病院がありますかと、何ヶ月も前に取り壊されている場所を尋ねられました。司令所の地図や、データの更新はどうなっているのでしょうか。	ご質問いただきました地図データの更新につきましてご回答させていただきます。 指令システムの地図更新は、1年に1回最新の地図データへの更新作業を実施しております。 今回の件に関しましては、指令センターの地図が、病院取り壊し前の地図データであったことが原因であると考えられます。 このようなことも踏まえ、通報場所の確認には目印となる目標物等を順次お聞きし、迅速確実に出動場所を確定させ救急車を出動させているところです。 引き続き、ご理解ご協力賜りますよう、お願いいたします。	情報指令課/078-918-5945
135	令和7年3月	明石市民広場について	色々なイベントで会場が華やかになるのはいいことだと思いますが、イベントの日はイスがなくなるので少し不便です。トイレ前にベンチを増やすなどあればいいのですが、防犯上やむを得ないのでしょうか。	あかし市民広場は、中心市街地の回遊やにぎわいの創出、さらには、市民の憩いや交流を促進する場の提供を目的としています。そのため、イベント開催のみならず、イベントを開催していないときには、円テーブルや椅子の設置を行いながら、毎日多くの方にご利用いただいております。 なお、イベント開催時には、ご休憩等していただくスペースとして、通路脇に簡易ベンチを配置する等、皆様により快適にお過ごし頂けるよう努めております。 ご意見いただいておりますトイレ前のベンチですが、おそらく国道側へ抜ける自動ドアが有るスペースかと思いますが、そのスペースは一般的に風除室と呼ばれる設備で、屋外の冷気や熱気の流入を妨げ、屋内の室温を保ちながら、冷暖房効果を低下させないための重要な設備となっております。 そのような設備としての位置付けと、さらには、多くの方の通行やイベントの際の物品などの搬出入の通路であるため、ベンチ等を設置するなど、おくつろぎいただく場所としての利用は出来ません。 様々な御意見があることにつきましては、重々承知しておりますが、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	広報プロモーション室 ティセールス課/078-918-5263